

**第 3 次射水市障がい者基本計画・
第 7 期障がい福祉計画
(第 3 期障がい児福祉計画)**

(案)

**令和 6 年 3 月
富山県 射水市**

はじめに

※ 市長挨拶文 掲載予定

目次

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象者	4
4 計画期間	4
5 計画に関する関連法令の動向	5
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 基本理念	7
2 計画の基本目標	8
第3章 障がい者基本計画	10
1 関連施策の体系	10
2 具体的な取組	11
第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	XX
1 障がい者の現状	XX
2 福祉サービス等の現状と課題及び目標値（成果目標）の設定.....	XX
3 福祉サービス・事業ごとの現状と課題及び今後の見込み（活動指標）の設定.....	XX
第5章 計画の推進	XX
1 計画の推進体制	XX
2 計画の公表と周知	XX
資料編	31

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の背景・趣旨

射水市（以下本市）では、障害者基本法に基づき、障がい福祉を総合的に展開するため、平成19年3月に「射水市障害者基本計画」を、平成29年3月には後継計画として「第2次射水市障がい者基本計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で共に暮らし、自分の能力を生かして平等に社会に参加できる環境づくりを目指して、様々な障がい福祉施策を推進してきました。

この間の国の障がい福祉施策については、平成23年の障害者基本法改正において目的規定に「共生社会の実現」を加える見直しが行われており、また、平成24年の障害者虐待防止法の施行、平成25年の障害者総合支援法の施行、これらの法律の施行及び改正を受けた平成26年の障害者権利条約の承認、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されています。さらには、令和3年の障害者差別解消法の改正、令和4年の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行等を踏まえ、令和5年3月には新たに「障害者基本計画(第5次)」が策定されており、障がい福祉を取り巻く情勢は大きく変化しています。

このたび、令和5年度末をもって、現行の「第2次射水市障がい者基本計画」及びその関連計画である「第6期障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画）」の計画期間が終了することから、これまでの計画の経緯や取組及び国等の動向を踏まえつつ、地域共生社会の実現をはじめとする本市の障がい福祉施策全般の方向性とその取組について記載した「第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）」を一体的に策定し、障がい福祉の更なる充実を目指します。

2 計画の位置づけ

(1)障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置付け

計画の役割や法的根拠（法律上の位置づけ）は以下のとおりです。

①障がい者基本計画

長期的視点に立った障がい福祉の施策に係る総合的な計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者基本計画にあたるものです。

②障がい福祉計画

障がい者等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、障害者総合支援法第8条第1項に基づく市町村障害福祉計画にあたるものです。

③障がい児福祉計画

障がい児等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画にあたるものです。

■ 根拠法令・計画の内容

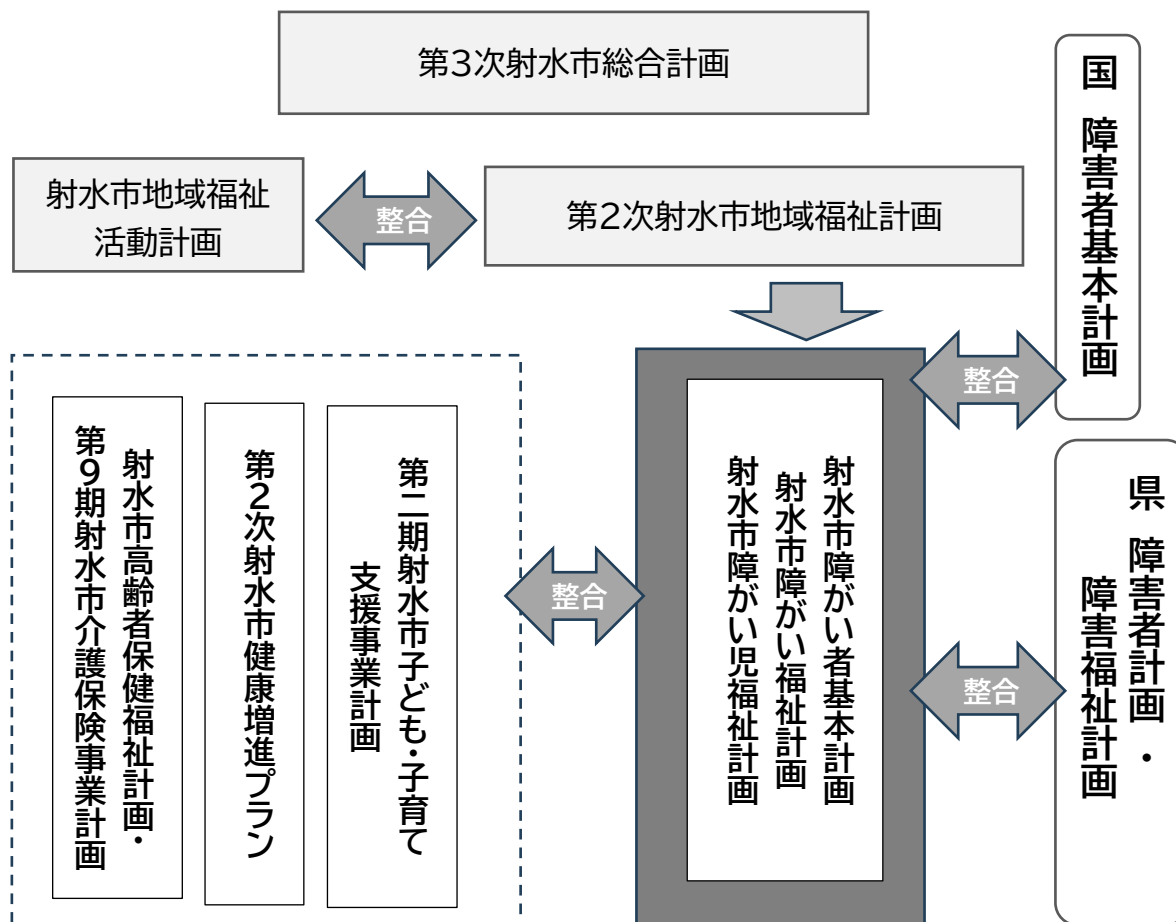
	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条 第3項 (平成23年8月5日一部改正)	障害者総合支援法 第88条 第1項 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 第33条の20 第1項 (平成30年4月1日施行)
内容	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の量と提供体制を確保するための計画

(2) 上位計画・関連計画等との関係

本計画は、市の最上位計画である「第3次射水市総合計画」及び上位計画である「第2次射水市地域福祉計画」の個別の計画に位置付けられています。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」及び県の「富山県障害者計画（第5次）」「富山県第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）」をはじめ、その他の関係計画との整合性にも留意しつつ、SDGsの理念に沿って計画を策定します。

■ 上位計画・関連計画との関係



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■ SDGs 17の国際目標

2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030（令和 12）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17の目標が設定されています。

3 計画の対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病などにより日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を対象者とします。また、支援者や家族、地域等を含め、広く市民がお互いに関わり合いながら計画の実現を目指します。

【障がい者(児)の定義について】

障害者基本法では、障がい者を「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的障壁により継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

本計画では福祉計画を定める根拠法に基づき、障がい者、障がい児は、それぞれ障害者総合支援法で規定する障がい者、児童福祉法で規定する障がい児をいいます。

4 計画期間

計画の期間は、「第3次射水市障がい者基本計画」が令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）」が令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、国の制度改定などにより障がい福祉を取り巻く状況に変化がある場合には、必要に応じて、「第8期障がい福祉計画（第4期障がい児福祉計画）」の策定に合わせて、第3次射水市障がい者基本計画についても見直しを検討することとします。

■ 計画期間

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画	第3次射水市障がい者基本計画					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画)			第8期障がい福祉計画 (第4期障がい児福祉計画)		

5 計画に関する関連法令の動向

近年の障がい福祉に関する関連法令の動向は、以下の通りとなっています。

年度	関連法令	概要
平成19年度	改正障害者基本法の施行	・市町村障がい者計画の義務化
平成21年度	改正障害者雇用促進法の施行	・中小企業が協働で障がい者を雇用する仕組みの創設など
平成22年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用納付金制度の範囲拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成23年度	改正障害者基本法の施行	・目的規定や障がい者の定義の見直しなど
	改正障害者自立支援法の施行	・障がい者の範囲見直しやグループホーム等利用助成の創設など
平成24年度	障害者虐待防止法の施行	・障がい者の虐待の防止に関わる国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務を規定
	改正障害者自立支援法の施行	・利用者負担の見直しや相談支援体制の強化など
平成25年度	障害者総合支援法の施行	・障害者自立支援法の廃止に伴う障がい者の範囲の見直しなど
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設等の受注の機会の確保に必要な事項と規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の範囲の明確化
	障害者基本計画(第3次)の策定	・基本原理の見直し、障がい者の自己決定の尊重の規定など
平成26年度	障害者権利条約の締結	・障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
平成27年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用納付金制度の範囲拡大
平成28年度	障害者差別解消法の施行	・障がい者を理由とする差別の解消の促進に関する基本的な事項や措置等を規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の権利に関する条約の批准に向けた対応など
	改正発達障害者支援法の施行	・発達障がい者の定義の改正、基本理念の新設など
平成30年度	障害者基本計画(第4次)の策定	・共生社会の実現を目指し、障がい者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記
	改正障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の地域生活の支援や障害児支援へのきめ細かな対応など
	改正障害者雇用促進法の施行	・法定雇用率の算定基礎の見直し
	障害者文化芸術促進法の施行	・障がい者が文化芸術を推進できる環境整備、支援など

年度	関連法令	概要
令和元年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握など
令和2年度	改正障害者雇用促進法の施行	・国及び地方公共団体の障がい者活躍推進計画の作成、公表など
令和3年度	改正社会福祉法の施行	・「重層的支援体制整備事業」の創設、社会福祉連携推進法人制度の創設など
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児及びその家族に対する支援など
令和4年度	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策の設定
	第2期成年後見制度利用促進基本計画の策定	・成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進について記載など
令和5年度	障害者基本計画（第5次）の策定	・共生社会の実現に資する取組の推進、障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進について記載など
	改正障害者雇用促進法の施行	・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化など
令和6年度	改正障害者総合支援法の施行	・就労選択支援の創設、共同生活援助（グループホーム）の支援内容の法律上の明確化、障がい者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備など
	改正児童福祉法の施行	・障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）の明確化、こども家庭センターの設置の努力義務化等
	改正障害者雇用促進法の施行	・週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障がい者、精神障がい者の算定特例など
	改正障害者差別解消法の施行	・事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供を義務化

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2次射水市障がい者基本計画では、障害者基本法[※]の制定目的に基づき、障がいの有無を問わず市民の一人ひとりが互いに認め合い、互いを支え合い、ともに生きるまちづくりを推進するとして、『一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きる思いやりのまち・射水』を基本理念に掲げました。

このことは、上位計画である第2次射水市地域福祉計画の基本理念である『みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水』を下支えするものであり、SDGsの理念である「誰ひとり取り残されない社会の実現」とも合致するものです。

本計画においても、引き続き、すべての人が個性や能力を活かして、互いに尊重し合ながら共生する社会の実現を目指すため、第2次射水市障がい者基本計画の基本理念を継承し、その実現に向けた施策を展開することとします。

基本理念

**一人ひとりが自分らしく輝き、
共に生きる思いやりのまち・射水**

※【障害者基本法 第1条(前段を抜粋)】

(目的)

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けた施策の推進にあたり、本市が進むべき姿をより具体的に示すため、国の障害者基本計画（第5次）において示された『各分野における障害者施策の基本的な方向性』等を踏まえつつ、6つの基本目標を掲げ、推進していきます。

● 基本目標1

権利擁護と障がいに対する理解の促進

・障がい者の人権の尊重や障がいに対する理解を深めることにより、あらゆる場面において障がいを理由とする差別や虐待をなくすとともに、必要かつ合理的な配慮のもと、社会的障壁が取り除かれている地域社会を目指します。

● 基本目標2

自立した生活の支援及び意思決定支援の推進

・福祉サービス、相談支援体制の充実や情報アクセシビリティの向上により、すべての人が自らの意思決定に基づき、自立した生活を送ることができる地域社会を目指します。

● 基本目標3

一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進

・福祉、保育、教育、文化芸術・スポーツ、雇用等の各分野が連携しライフステージに沿った支援が切れ目なく提供されることにより、生涯を通じて自らの可能性を追及できる環境のもとで、意欲や能力が発揮できる地域社会を目指します。

● 基本目標4

保健・医療の充実

・様々な世代を対象とした各種健診・保健指導等の実施を通じて、疾病や障がいの早期発見・早期対応や予防に取り組みます。

・医療費負担の軽減等により、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な医療を安心して受け続けることができるよう取り組みます。

● 基本目標5

安全・安心な生活環境の確保

・まちづくりにおけるバリアフリー化をハードとソフト両面において推進することにより、安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現を目指します。

・障がい特性に配慮した防災対策・防犯対策や地域と連携した避難支援・見守りの推進により、非常時や緊急時に対する不安の解消を図ります。

● 基本目標6

多様なニーズに対応した支援の推進

- ・近年増加している深刻な社会的孤立や生活困窮の方、顕在化している「8050問題」や「ダブルケア」といった複雑化・複合化した課題を抱える障がい者やその家族等を包括的に支える体制を整備することにより、誰ひとり取り残されることのない地域社会を目指します。

第3章 障がい者基本計画

1 計画の体系

【基本理念】一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きる思いやりのまち・射水

基本目標	主要施策
1. 権利擁護と障がいに対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①理解・啓発活動の推進 ②福祉教育・人権教育の推進 ③権利擁護の推進 ④虐待防止のための取組 ⑤地域で支えるネットワークの輪づくり
2. 自立した生活の支援及び意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援体制の充実 ②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ③障がい福祉サービス等の充実 ④日中活動の場づくり ⑤居住支援の充実 ⑥経済的支援の充実
3. 一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①インクルーシブ教育の推進 ②文化芸術活動、スポーツ等の推進 ③社会参加の機会の充実 ④就労支援と就労の場の確保
4. 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①障がいの早期発見・早期療育 ②保健・医療等の充実
5. 安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 ②障がい特性に配慮した防災・防犯対策の充実
6. 多様なニーズに対応した支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①重層的支援体制の構築 ②当事者・家族への支援

2 具体的な取組

基本目標1 権利擁護と障がいに対する理解の促進

【現状と課題】

○権利擁護の推進には、自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制の整備が求められています。

アンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いを経験したことがある人が依然としている状況にあります。このことから、差別の解消や障がいに対する理解の周知・啓発を重要な課題のひとつとして、取組を推進していく必要があります。

また、令和6年4月から事業所に対して合理的配慮の提供が義務付けられることから、障がいに対する理解啓発と合わせて、合理的配慮に関する理解促進を図る必要があります。

○虐待の防止については、本市への相談・通報件数は、令和元年度までは減少していましたが、近年は増加傾向にあります。このことから、関係機関との協力のもと、虐待を未然に防止する取組を推進する必要があります。

○8050問題や親なき後の問題に代表される介護者の高齢化に伴い、福祉サービスを選び、決定することが困難な人を支援する成年後見制度の必要性は高まると考えられます。

アンケート調査では、成年後見人制度を知らない人が約4割であったことから、制度の更なる周知と利用促進及び制度を支える担い手の育成を図る必要があります。

○障がい者及びその家族の高齢化により、今後、社会的孤立に陥る人が増加することが懸念されます。社会的孤立を防ぐためにも、地域とのつながりを構築し維持していくためには、地域におけるさまざまな支援活動のネットワークの更なる充実を図る必要があります。

【主要施策】

①理解・啓発活動の推進（主要施策 No.001）

○「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」及び「障害者総合支援法」等に関する啓発・広報を図り、障がい者の人権が尊重される社会づくりを推進します。[事業 No. 001](#)

○令和6年4月1日からの改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業所における合理的配慮の提供が義務化されることから、改正法の理念及び合理的配慮に関する啓発・広報を図ります。[事業 No. 002](#)

○「障がい者週間」等の機会を通じて、障がいに対する理解を深める啓発・広報を図るとともに、障がい者、障がい者団体や障がい者施設が行うイベントや行事を通じた交流の場の創出を支援します。[事業 No. 003～No. 004](#)

○ヘルプマーク等の普及啓発に努め、内部系障害に対する理解促進を図ります。[事業 No. 005](#)

○市職員や民生委員・児童委員等を対象として、障がい特性や特性に合わせた配慮についての理解を深めるための研修を実施します。[事業 No. 006～No. 007](#)

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
001	障がい福祉に関する市政出前講座の開催	社会福祉課
002	改正障害者差別解消法に関する広報いみず及び市ホームページ・市公式SNSでの啓発	社会福祉課
003	世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間等の広報いみず及び市ホームページ・市公式SNSでの啓発	社会福祉課
004	障がい者週間にあわせた障がい福祉事業所による作品展示や物販コーナーの開催	社会福祉課
005	ヘルプマーク等の窓口での配布及び普及啓発	社会福祉課
006	市職員の手話講習の受講 新規採用職員研修での手話講習の実施	人事課
007	民生委員・児童委員研修会の開催	地域福祉課

②福祉教育・人権教育の推進（主要施策 No.002）

○障がいへの理解や人権に対する意識を深めるため、市政出前講座の開催等の啓発活動を通じて、障がい者の人権が尊重される社会づくりを推進します。[事業 No. 008～No. 009](#)

○学校等における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験、ボランティア体験の機会の充実を図ります。[事業 No. 010～No. 011](#)

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
008	障がい福祉に関する市政出前講座の開催【再掲】	社会福祉課
009	世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間等の広報いみず及び市ホームページ・市公式SNSでの啓発【再掲】	社会福祉課
010	小中学校における総合的な学習や道徳の時間を活用した人権・福祉教育の推進	学校教育課
011	社会に学ぶ14歳の挑戦事業における福祉施設での職業体験	学校教育課

③権利擁護の推進（主要施策 No.003）

○財産の保安全管理、各種申請や契約等の法律行為について支援が必要な人が安心して地域の中で自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、無料法律相談窓口の開設や成年後見制度の利用支援及び普及促進に取り組みます。また、制度を支える市民後見人の養成を図ります。

[事業 No. 012～No. 014](#)

○尊厳や人権の侵害に苦しんでいる人を救済するため、関係機関と連携し、人権相談窓口を開設します。[事業 No. 015](#)

○障がい者が自らの意思に基づき、選挙に係る権利が行使できるよう、引き続き、障がい特性に配慮した投票環境の整備に取り組みます。[事業 No. 016](#)

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
012	成年後見制度利用支援	社会福祉課
013	「呉西地区成年後見センター」による成年後見制度の利用促進、相談会の開催及び市民後見人養成講座等の周知	地域福祉課
014	無料法律相談の実施	総務課
015	特設人権相談所の開設	市民活躍・文化課
016	郵便投票や点字投票等の選挙権行使の支援 【新】	総務課(選挙管理委員会)

④虐待防止のための取組（主要施策 No.004）

○関係機関と連携しながら虐待防止の啓発に努めるとともに、虐待の予防を図り、虐待が発生した場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援に努めます。[事業 No. 017～No. 021](#)

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
017	射水市障がい者虐待防止センターでの通報・相談に係る対応	社会福祉課
018	障がい者緊急一時入所の確保	社会福祉課
019	射水市障がい者差別解消支援地域協議会及び障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催	社会福祉課
020	要保護児童対策協議会の開催 【新】	子育て支援課
021	障害者虐待防止法に関する広報いみず及び市ホームページ・市公式SNSでの啓発	社会福祉課

⑤地域で支えるネットワークの輪づくり（主要施策 No.005）

○当事者やその家族にとって身近な相談先・支援者である障がい者団体の活動を支援します。[事業 No. 022](#)

○社会福祉協議会を軸として、関係機関が連携し、ボランティアのきっかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障がい者とのふれあいや支えあい活動へのボランティア参加を進めます。

事業 No. 023

○地域福祉の担い手の確保・育成、地域の身近な課題の解決、より良いまちづくりのため、協働のパートナーである地域振興会との連携強化を図ります。事業 No. 024

○地域住民自らが福祉ニーズを把握し、その解決に取り組むケアネット活動の充実を図るため、地域の関係者と保健、医療、福祉の関係者とのネットワークづくりを推進します。事業 No. 025

○NPO 法人の設立支援や NPO 法人と関係機関や地域との連携・協働の推進を図ることで、新たな支援のネットワークづくりを推進します。事業 No. 026～027

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
022	障がい者団体への活動費の補助	社会福祉課
023	射水市社会福祉協議会との連携によるボランティアセンター・ボランティアステーションの体制強化	地域福祉課
024	地域支え合いネットワーク事業を通じた地域振興会等との連携強化	地域福祉課
025	社会福祉協議会が実施するケアネット活動に対する事業支援	地域福祉課
026	NPO法人設立支援費用の補助	市民活躍・文化課
027	NPOポータルサイトを通じた情報発信	市民活躍・文化課

基本目標2 自立した生活の支援及び意思決定支援の推進

【現状と課題】

○障がいのある人が、必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき地域社会で生活することが求められています。

アンケート調査では、日常生活について満足している人は、約4割であったことから、障がい者が地域の中で自立した生活を営むことができるよう、各種障がい福祉サービスの周知とその内容の充実や住まいの安定提供等のニーズに応える取組が重要であると考えます。

また、障がいの種別、年齢、生活状態の違いなどによる多様な支援ニーズに対応した相談支援が、安心して気軽に利用できるよう、相談支援事業の機能強化と体制の充実を図る必要があります。

○一人ひとりが適切に意思決定を行うためには、障がい特性にかかわらず、支援ニーズに応じた情報を円滑に取得し、かつ本人が希望に沿って利用するなど、本人の意思を表明できる環境を整備する必要があります。

本市では、障がい者サービスガイドブックの発刊や広報紙、ホームページなどを通じて、サービスや制度に関する情報提供に努めています。また、意思疎通支援の観点から、点字、音声や手話などによる情報伝達手段の充実を図っています。

今後は、障がい者の情報の入手方法や求める内容は、障がい特性や年齢により異なることから、情報へのアクセス環境や発信する内容等について、情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、DXの活用による申請手続きの負担軽減など、ICTの活用を推進します。

【主要施策】

①相談支援体制の充実（主要施策 No.006）

○一人ひとりの障がい特性に応じて必要とするサービスに的確につながられるよう、指定相談支援事業所の支援力向上に努めます。[事業 No. 028](#)

○増大化、複雑・多様化する計画相談支援等へのニーズに対応するため、地域の相談支援事業の中核となる基幹相談支援センターに関する調査・研究を進めます。[事業 No. 029](#)

○様々な場面において障がい者やその家族が抱える困難や生きづらさに対応するため、支援ニーズに応じた相談窓口の充実を図るとともに、支援者の養成や資質・専門性の向上に努めます。[事業 No. 030～042](#)

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
028	障がい者(児)福祉サービス(計画相談支援及び障がい児相談支援)の提供	社会福祉課
029	基幹相談支援センターに関する調査・研究	社会福祉課
030	地域活動支援センターでの相談・支援	社会福祉課
031	孤立防止活動支援事業による訪問等の実施	社会福祉課
032	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び精神障がい者相談員による相談・支援	社会福祉課
033	ひきこもりサポーター養成講座の実施【新】	社会福祉課
034	ふくし総合相談センターすてっぷでのアウトリーチ支援員の配置【新】	地域福祉課
035	民生委員・児童委員研修会の開催【再掲】	地域福祉課
036	育児相談の実施	保健センター
037	こころの健康相談の実施【新】	保健センター
038	子ども発達相談室での相談・支援【新】	保健センター
039	ゲートキーパー養成講座の実施【新】	保健センター
040	子どもの悩み総合相談室での相談・支援【新】	子育て支援課
041	地区相談会での相談・支援【新】	学校教育課
042	教育相談の実施【新】	学校教育課

②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実（主要施策 No.007）

○一人ひとりの支援ニーズに応じた情報提供に努め、サービス等の周知や利用促進を図ります。事業 No. 043

○手話通訳者等や要約筆記者の派遣、窓口の手話通訳の配置等を通じて、意思疎通支援の充実を図ります。事業 No. 044～046

○障がい特性に配慮し、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、手話や点字等による行政情報等の提供を推進します。事業 No. 047～050

○ODX を活用したオンライン市役所やスマート窓口を推進し、申請手続き等の負担軽減を図ります。事業 No. 051～052

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
043	障がい者サービスガイドブックの発刊	社会福祉課
044	意思疎通支援事業（手話通訳者等や要約筆記者の派遣）	社会福祉課
045	聴覚障がい者との会話が可能となる磁気ループやタブレットの窓口への設置	社会福祉課
046	窓口の手話通訳の配置	人事課
047	点字・声の広報等の発行	社会福祉課
048	アクセシビリティに配慮した広報いみず及び市ホームページ・SNSの作成	未来創造課
049	市長の記者会見などのケーブルテレビでの手話通訳付き広報番組の提供	未来創造課
050	録音図書・点字図書・拡大本の貸出	生涯学習・スポーツ課
051	LINEを活用したオンライン市役所の推進 【新】	未来創造課
052	スマート窓口の推進 【新】	市民課

③障がい福祉サービス等の充実（主要施策 No.008）

○障がい者やその家族にサービスや制度の周知を図るとともに、それぞれの状態に応じた適切なサービスの利用を促進します。あわせて、障がい者の生活を支える用具を適切に給付します。**事業 No. 053**
～057

○射水市障がい者総合支援協議会の各専門部会での情報の共有や課題検討等を通じて、サービスの充実につなげます。**事業 No. 058**

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
053	障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付及び相談支援）の提供	社会福祉課
054	障がい児福祉サービス（障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援）の提供	社会福祉課
055	地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援及び訪問入浴サービス）の提供	社会福祉課
056	補装具費の支給、日常生活用具及びおむつの給付	社会福祉課
057	富山型デイサービス施設支援事業費補助金の交付	社会福祉課
058	射水市障がい者総合支援協議会 専門部会の活動の充実	社会福祉課

④日中活動の場づくり（主要施策 No.009）

○生活の質の向上、生きがいづくりや安心して過ごせる居場所につながる様々な活動について、これらの活動に関する周知を行うとともに、活動の場の提供や個別の支援を通じて、活動に参加しやすい環境の整備に取り組みます。事業 No.059～062

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
059	地域活動支援センターでの創作的活動及び生産活動の機会の提供や社会との交流促進に関する事業の実施	社会福祉課
060	障がい者団体が実施するスポーツ・レクリエーション活動に対する補助	社会福祉課
061	ふくし総合相談センターすてっぷによるすてっぷカフェの開催 【新】	社会福祉課
062	公共施設使用料等の減免	(施設の所管課)

⑤居住支援の充実（主要施策 No.010）

○住み慣れた地域で引き続き安心して生活できるよう、グループホーム（共同生活援助）の整備を促進します。また、在宅での生活を継続できるよう、生活環境の維持に必要な住宅改造に係る費用の一部を補助します。事業 No.063～064

○障がい者の住まいの安定確保を図るため、市営住宅の入居要件の緩和等、障がい者の優先的な入居について配慮します。事業 No.065

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
063	障がい者グループホーム整備事業補助金の交付	社会福祉課
064	在宅重度障害者住宅改善費補助金の交付	社会福祉課
065	市営住宅への優先入居に関する配慮 【新】	建築住宅課

⑥経済的支援の充実（主要施策 No.011）

○障がい者やその家族の経済的な負担や不安の軽減を図るため、各種福祉手当の支給や市税・公共料金の減免等により生活の安定を図るとともに、障害年金やその他割引制度等の周知及び窓口での事務手続きの援助を行います。事業 No.066～072

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
066	各種福祉手当の支給	社会福祉課
067	心身障害児通園通院等介護助成金の給付	社会福祉課
068	水道料金の減免	上下水道 業務課
069	軽自動車税の減免	課税課
070	NHK放送受信料の減免申請の受付	社会福祉課
071	有料道路障がい者割引の申請事務補助・受付	社会福祉課
072	障害年金に係る一部申請手続きの市窓口での受付	保険年金課

基本目標3 一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進

【現状と課題】

○誰もが生涯を通じて意欲や能力が発揮できるよう福祉、保育、教育、文化芸術・スポーツ、雇用等のあらゆる分野において、ライフステージに沿った支援が切れ目なく提供される体制の充実を図る必要があります。

○学校教育においては、障がいの有無にかかわらず、児童生徒が可能な限り共に学び、一人ひとりの状態や発達段階に応じた適切な教育を受けるインクルーシブ教育に対応した多様で柔軟な受入体制の充実が求められています。また、保育園・幼稚園においても同様に、医療的ケア児などの特別な配慮を必要とする乳幼児の受入体制の充実が求められています。

乳幼児期から学齢期まで切れ目ない支援を継続して提供するためにも、受入体制の充実とあわせて、関係機関において支援情報等が適切に引き継がれる体制づくりを進める必要があります。

○障がい者の社会参加については、障がい特性や程度、生活状況など、多様なニーズがあることを踏まえそれぞれの能力や適性に応じて多様な活動が行われるよう、ライフステージに応じた支援の充実を図る必要があります。

障がい者の文化芸術活動やスポーツ等においては、地域において多様な活動に参加できるよう、引き続き、環境の整備に取り組む必要があります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に関心が高まっている障がい者スポーツは、生きがいづくりや健康増進のみならず、交流の機会の創出や障がいに対する理解促進にもつながることから、その普及促進に取り組む必要があります。

障がい者の社会参加においては、障がいの程度にかかわらず気軽に外出できる環境の整備が重要です。移動方法や求める支援の内容は障がい特性により異なることを踏まえ、引き続き多様な手段による外出時の支援を行う必要があります。

雇用・就労においては、働く意欲のある障がい者がその適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、就労に必要な技能の習得に向けた訓練やきめ細やかな相談支援などの支援体制の充実を図る必要があります。また、多様な就業の機会を創出するとともに、低廉な状況が続いている就労継続支援 B 型事業所の工賃について、その向上を支援するため、優先調達等を推進し、施設で働く障がい者の経済的自立と働く意欲の向上につなげる必要があります。

【主要施策】

①インクルーシブ教育の推進（主要施策 No.012）

- 一人ひとりの発達段階、障がい特性や教育ニーズに応じた学びの場を提供するため、特別支援教育の充実を図ります。**事業 No. 073～075**
- 学校における人権教育・福祉教育を推進し、共に学ぶ環境の醸成を図ります。**事業 No. 076**
- 保護者の経済的負担の軽減を図り、教育環境の充実につなげます。**事業 No. 077**
- 医療的ケア児などの特別な配慮を必要とする子どもが、障がいがない子どもと同じ場で乳幼児期から学齢期までともに育ち・学べるよう、合理的配慮に基づく受入体制や施設等の整備を推進します。**事業 No. 078～081**
- 学習の遅れを支援する学習サポーターやこころの問題に対応するスクールカウンセラーの配置により、一人ひとりの困難や生きづらさといった問題に対して早期発見・早期対応できる体制の整備に努めます。**事業 No. 082～083**
- 市関係課や関係機関・施設等と連携し、地区相談会を開催するなど、相談機会の充実を図ります。**事業 No. 084～085**

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
073	特別支援学級の開級及び通級指導教室の開設	学校教育課
074	特別支援教育コーディネーターの配置	学校教育課
075	特別支援教育指導員の配置	学校教育課
076	小中学校における総合的な学習や道徳の時間を活用した人権・福祉教育の推進【再掲】	学校教育課
077	特別支援教育就学奨励費の支給	学校教育課
078	要配慮児童生徒等在籍校及び進学予定校の学校施設の整備	学校教育課
079	特別支援教育に係る教材教具の充実	学校教育課
080	医療的ケアが必要な児童生徒在籍校への看護師の配置 【新】	学校教育課
081	医療的ケア児の在籍する保育園への看護師の配置 【新】	子育て支援課
082	学習サポーターの配置	学校教育課
083	スクールカウンセラーの配置	学校教育課
084	地区相談会での相談・支援【再掲】	学校教育課
085	教育相談の実施【再掲】	学校教育課

②文化芸術活動、スポーツ等の推進（主要施策 No.013）

○生活のゆとりやうらおいを高めるための文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。**事業 No.086～087**

○パラスポーツの普及促進により、誰もが共にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。**事業 No.088**

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
086	障がい者団体が実施する文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に対する補助【再掲】	社会福祉課
087	障がい者スポーツ大会参加選手への支援	社会福祉課
088	体験会の開催などによるパラスポーツの普及促進	生涯学習・スポーツ課

③社会参加の機会の充実（主要施策 No.014）

○文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に対する各種支援を通じて、交流・ふれあいを促進します。**事業 No.089～090**

○ひとりでの外出が困難な障がい者等の移動を支援する各種サービスについて、制度の周知と利用促進を図ります。**事業 No.091**

○各種利用券の交付や運賃の割引により、経済的な負担軽減を図り、外出機会の促進を図ります。**事業 No.092～094**

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
089	地域活動支援センターでの創作的活動及び生産活動の機会の提供や社会との交流促進に関する事業の実施【再掲】	社会福祉課
090	障がい者団体が実施する文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に対する補助【再掲】	社会福祉課
091	地域生活支援事業（移動支援）の実施 障がい福祉サービス（行動援護、同行援護）の提供	社会福祉課
092	福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券の交付	社会福祉課
093	車いす対応タクシー券の交付	地域福祉課
094	コミュニティバス等運賃の障がい者割引の実施	生活安全課

④就労支援と就労の場の確保（主要施策 No.015）

○障がい者がその適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるよう、障がい福祉サービス事業所や関係機関と連携し、就労に必要な技能の習得に向けた訓練や就労定着に係る支援の充実を図ります。事業 No. 095～096

○障害者雇用奨励金の給付や農福連携・商福連携の推進等により、多様な就労機会の創出に取り組みます。事業 No. 097～099

○市内の障がい者が就労する施設等からの優先的な受注に努めることや庁舎等での製品の販売機会の提供等を通じて、工賃水準の向上を支援します。事業 No. 100～101

○射水市障がい者活躍推進計画に基づき、市職員の障がい者雇用率の向上に取り組みます。事業 No. 102

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
095	指定特定相談支援給付・自立支援給付（就労継続支援、就労移行支援・就労定着支援・就労選択支援【新】）の提供	社会福祉課
096	就労移行支援事業所の通所者への更生訓練費の支給	社会福祉課
097	農福連携の推進に向けた機運の醸成	農林水産課 社会福祉課
098	商福連携の推進に向けた機運の醸成	商工企業立地課 社会福祉課
099	障害者雇用奨励金の交付	商工企業立地課
100	「障がい者就労施設等からの優先調達方針」の策定及び優先調達の促進	社会福祉課
101	庁舎での障がい者就労施設等による物販の機会の提供	社会福祉課
102	市職員の障がい者雇用の推進	人事課

基本目標4 保健・医療の充実

【現状と課題】

○障がいの原因となる疾病等の予防・早期治療につなげるため、引き続き、検診、健康診査・保健指導等の充実に取り組むことが重要です。

本市では、妊産婦・乳幼児・児童に対する健康診査及び保健指導、新生児聴覚スクリーニング等の適切な実施とともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見・早期治療、発達の遅れ等の早期療育につなげるよう努めています。また、成人については、生活習慣の改善を図る取組、健康診査・保健指導の実施等により、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防に努めています。今後は、多様なニーズに対応するため、医療的ケア児に対する支援や精神障がい者の地域移行の推進に関する体制の充実を図る必要があります。

○障がい児については、成長段階に応じて様々な機関が関係するため、乳幼児期から学齢期までの支援情報等が適切に引き継がれることで切れ目ない支援を展開するとともに、障がい児や保護者が継続的に相談や支援を受けることができる体制の充実が必要です。

○障がい者が自立した生活を送るためにも、医療費等の経済的負担の軽減を図り、適切な医療やリハビリテーションを安心して受けることができる体制づくりが重要です。本市では、障がい者等医療費助成制度の対象者の拡充を行うなど、制度の充実に取り組んでいます。

【主要施策】

①障がいの早期発見・早期療育（主要施策 No.016）

○各種健康診査や保健指導等の充実により、障がいの原因となる疾病等を予防し、障がいの早期発見と早期治療につなげます。[事業 No. 103～110](#)

○乳幼児の心身障がいや発達の遅れについて、親子教室等を通じて保護者の不安の解消及び障がいに関する知識や理解の啓発を図るとともに、適切な個別支援や福祉サービス等の提供により、障がい児に対する療育の充実につなげます。[事業 No. 111～115](#)

○関係機関が連携を図ることで、乳幼児期から学齢期まで一貫した療育につなげます。[事業 No. 116～118](#)

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
103	各種健康診査の実施	保健センター
104	各種検診の実施	保健センター
105	特定健康診査の実施	保険年金課

事業No	事業・取組	担当課
106	乳幼児・妊婦健康診査の実施	保健センター
107	新生児訪問の実施	保健センター
108	新生児聴覚検査費用の助成	保健センター
109	未熟児訪問の実施	保健センター
110	就学時健康診断の実施	学校教育課
111	障がい児福祉サービス(障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援)の提供【再掲】	社会福祉課
112	幼児ことばの教室の設置	保健センター
113	医療的ケア児等コーディネーターの配置 【新】	保健センター
114	子ども発達相談室 保護者支援講座「しえあタイム」の開催 【新】	保健センター
115	子ども発達相談室「おしゃべりほっとサークル」の開催 【新】	保健センター
116	保育園・幼稚園巡回指導及び障がい児ケース会議の開催 【新】	子育て支援課
117	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場への参加 【新】	保健センター
118	教育相談の実施【再掲】	学校教育課

②保健・医療等の充実（主要施策 No.017）

○障がいの程度を軽減し、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、医療費助成等による経済的な負担軽減を図り、適切な医療やリハビリテーションを安心して受けることができる体制の構築に努めます。事業 No.119～121

○こころの健康に関する知識の普及や生きづらさを抱える人に対して初期の段階で支援につなげるよう支援機関等の周知に努めます。事業 No.122

○関係機関との連携により、精神障がい者の地域移行を支援体制の強化を図ります。事業 No.123

○こころの問題や発達に遅れを抱えている子どもへの診療体制の強化を図るため、射水市民病院に専門外来を開設しています。事業 No.124

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
119	重度心身障がい者等医療費の助成	社会福祉課
120	自立支援医療費（育成医療、厚生医療及び精神通院医療）の支給	社会福祉課
121	通院を支援する移送サービス事業の実施	地域福祉課
122	こころの健康づくりやうつ病・自殺予防に関するリーフレットの作成・配布	保健センター
123	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム支援事業連絡会への参加【新】	社会福祉課
124	「子どものこころの外来」の開設【新】	経営管理課 (射水市民病院)

基本目標5 安全・安心な生活環境の整備

【現状と課題】

○障がい者の社会参加を促進していくためには、歩道や建物の段差の解消、乗り降りしやすい公共交通、憩いや交流の場となる公園整備など、障がい者やその家族が利用しやすいさへの配慮など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要です。

外出時の安全・安心につながる、道路、公共施設や公共交通等のバリアフリー化を推進するとともに、ゆずりあいパーキング利用証の普及啓発など、バリアフリー意識の醸成につながる取組を推進する必要があります。

○アンケート調査では、風水害や地震等の災害時に一人で避難できない人は約4割いることが分かりました。また、射水市災害時要援護者台帳制度を知らない人は約5割いることが分かりました。

障がい特性によっては避難が遅れて取り残されるリスクを抱えている可能性があり、また、長期間避難所等に留まることを余儀なくされた際には、障がい特性に応じた環境の配慮を必要とする人がいます。

一人暮らし又は高齢者のみの世帯で自力避難が困難な人や家族の不在時に災害が発生した場合などに備えて、日頃から災害時の適切な情報提供や避難誘導について地域との連携を図る必要があります。また、福祉避難所の整備など、障がい特性や医療的ケアが必要なことから避難生活に困難を伴う人に配慮した体制の整備を進める必要があります。

○障がい特性によっては、犯罪に対する知識や認識に乏しく、犯罪被害に巻き込まれやすい人がいます。また、犯罪被害にあった際に適切な対応を取ることが困難な人もいます。このことから、関係機関と連携を図りながら防犯対策の充実を図る必要があります。

【主要施策】

①バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進（主要施策 No.018）

○まちづくりにバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることにより、日常生活のあらゆる場面において、誰もが自由に使いやすく利用できる生活空間の整備を図ります。事業 No. 125～130

○ゆずりあいパーキング利用証の普及啓発を通じて、バリアフリー意識の向上など、障がいに対する理解促進に取り組みます。事業 No. 131

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
125	市道の段差解消や障害物の除去の推進	道路課

事業No	事業・取組	担当課
126	市道の誘導(点字)ブロックの整備	社会福祉課
127	公園のインクルーシブ遊具の整備、トイレや駐車スペース等のバリアフリー化の推進 【拡充】	都市計画課
128	市営住宅の長寿命化に合わせて、障がい者等が安全・安心して居住できるように可能な改善を検討	建築住宅課
129	要配慮児童生徒在籍校及び進学予定校への学校施設の整備 【再掲】	学校教育課
130	コミュニティバス等の車両更新時における乗降しやすい車両の導入促進	生活安全課
131	ゆずりあいパーキング利用証の窓口での配布及び普及啓発 【新】	社会福祉課

②障がい特性に配慮した防災・防犯対策の充実（主要施策 No.019）

- 自力での避難が困難などの理由により災害時に配慮が必要な障がい者の把握に努めるとともに、避難誘導について地域との連携体制の構築を図ります。 **事業 No. 132～133**
- 障がい特性に配慮した福祉避難場所の整備を推進します。 **事業 No. 134**
- 災害を想定した避難訓練等の充実に取り組みます。 **事業 No. 135～136**
- 災害時や緊急時の情報取得や消防・救急への緊急通報について、障がい特性に対応した体制の整備を図ります。 **事業 No. 137～138**
- 関係機関と連携を図り、犯罪に巻き込まれないための対策及び犯罪被害にあった場合の早期対応に努めます。 **事業 No. 139**

【関連事業】

事業No	事業・取組	担当課
132	避難行動要支援者名簿の整備と地域への提供	地域福祉課
133	避難行動要支援者支援制度に基づく個別避難計画の策定	地域福祉課
134	福祉事業所との災害時協定の締結による福祉避難所の開設	地域福祉課
135	総合防災訓練の実施	総務課
136	水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練への支援	総務課 社会福祉課
137	防災・緊急メールの配信	総務課
138	NET119緊急通報システムの運用 【新】	消防本部
139	消費生活相談の実施 【新】	生活安全課

基本目標6 多様なニーズに対応した支援の推進

【現状と課題】

○少子高齢化や少人数世帯の増加、「8050問題」や「ダブルケア」といった、複雑化・複合化した課題を抱える世帯がみられるなど、家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。また、人口減少、非正規雇用の拡大、コミュニティー機能の低下など、社会構造の変化を背景として地域における結びつきが弱まり、社会的孤立や生活困窮者の増加など、課題が深刻化している例も見られています。

これまでのような、障がい福祉、介護・高齢者福祉、子ども・子育て支援や生活困窮者自立支援などといった要支援者の属性ごとに分かれている支援体制では、必要な支援が届かない状況にある人がいることから、この現状に対応するため、課題を抱える人たちを包括的に受け止める体制の整備が求められています。

このことから、包括的な相談支援体制の構築、全庁的な体制整備、制度の狭間の課題解決等の施策を進め、地域住民、関係団体・関係機関、行政等が協力して地域共生社会の実現に向けて取り組む「重層的支援体制」の構築を図る必要があります。

【主要施策】

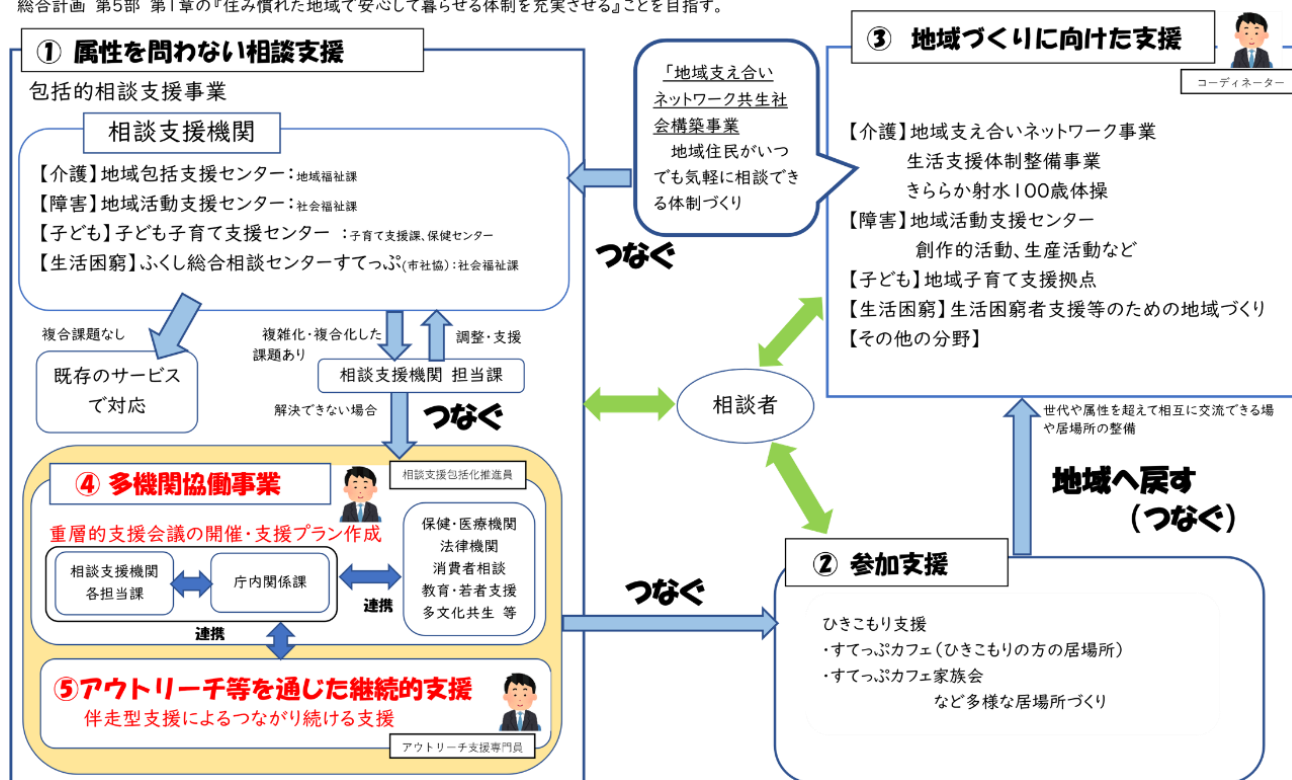
①重層的支援体制の構築（主要施策 No.020）

○複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援の体制として、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施することとしています。

事業No	事業・取組	担当課
140	重層的支援体制の構築 【新】	地域福祉課

射水市重層的支援体制整備事業 「いみず・みんなで・つなぐっと(good)事業」のイメージ

総合計画 第5部 第1章の『住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を充実させる』ことを目指す。



②当事者・家族への支援（主要施策 No.021）

○制度の狭間にある様々な課題を抱えている当事者や家族を支える体制を整備するため、支援内容の充実及び支援者の養成や資質・専門性の向上に努めます。事業 No. 141～142

【事業・取組】

事業No	事業・取組	担当課
141	ふくし総合相談センターすてっぷによる、ひきこもり相談会やすてっぷカフェ家族会の開催 【新】	社会福祉課
142	ヤングケアラーの早期発見・早期支援 【新】	子育て支援課

資料編

資料1 アンケート調査について

資料2 第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）
の策定過程

資料3 射水市障がい者総合支援協議会委員名簿

資料4 射水市障がい者総合支援協議会運営要綱

資料5 用語説明

資料6 第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）
の活動指標（再掲）

※今回の資料においては、
資料2 以降は省略

アンケート調査について

(1) 障がい者アンケート結果概要

①調査対象者及び調査方法、調査回収状況

福祉のサービス利用状況や、福祉に関する意向などをお聞かせいただき、今後の計画策定及び施策推進に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

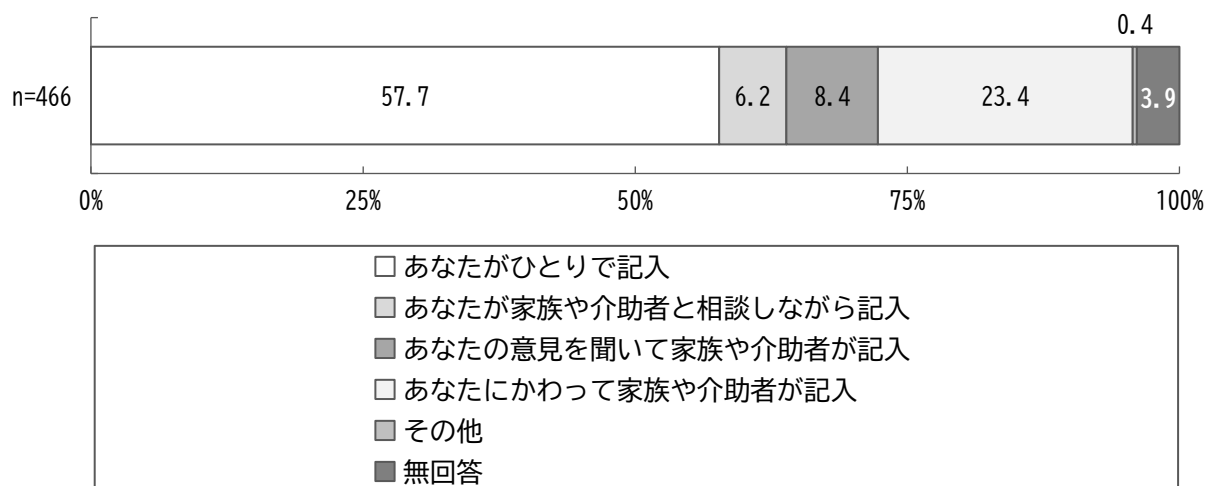
■ 調査対象者及び調査方法、調査回収状況

調査対象者	射水市に在住する障がい者手帳をお持ちの方1,000人を無作為抽出
調査手法	郵送配布・郵送回収・Web回答
調査期間	令和5年7月3日～7月18日
有効回答率	46.6% (有効回答数 466件)

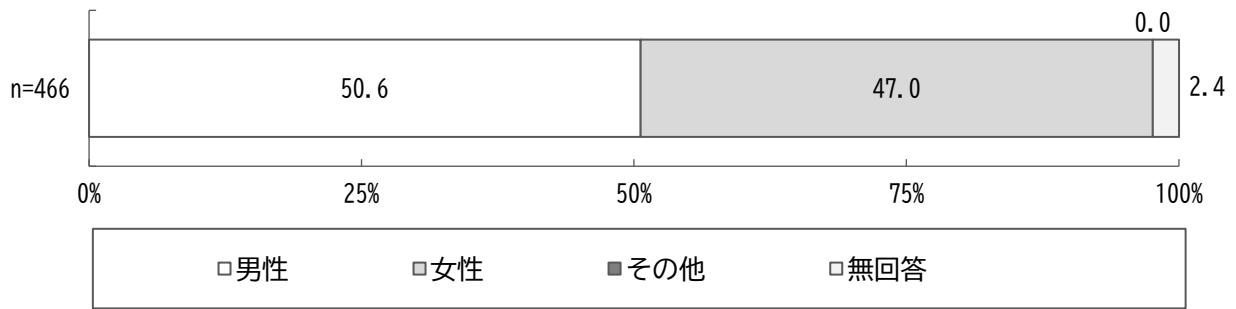
② アンケート結果

①回答者の属性

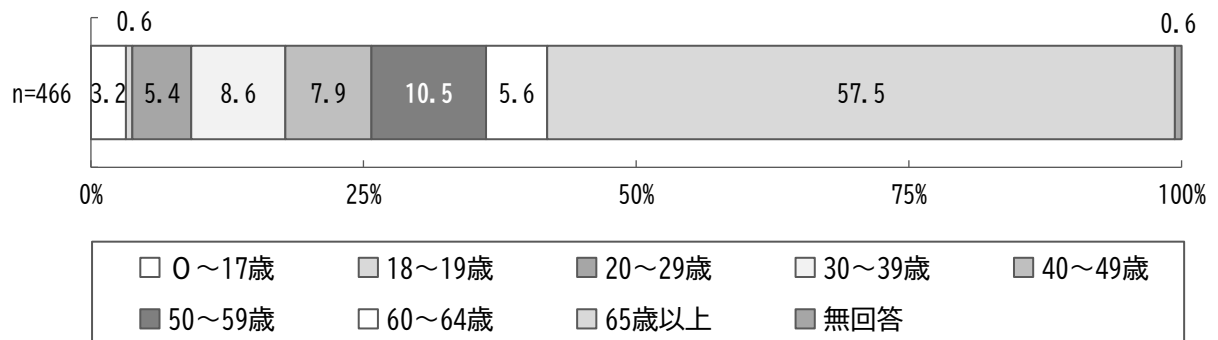
■問1 アンケート記入者



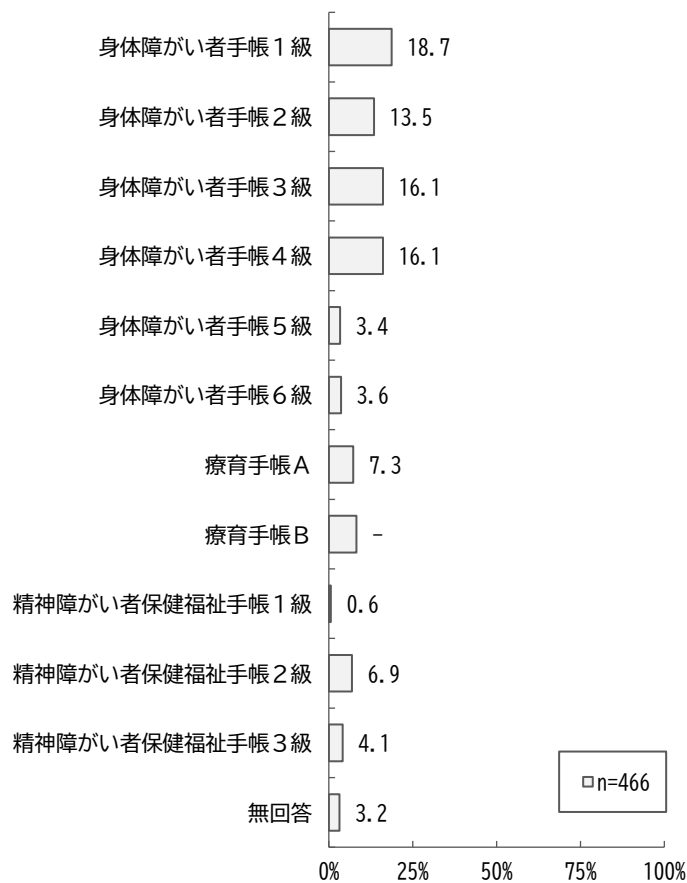
■問2 性別



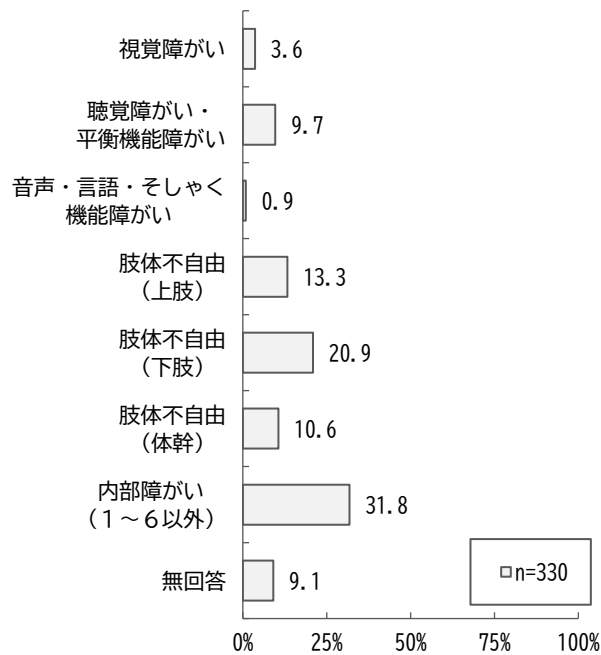
■問3 年齢



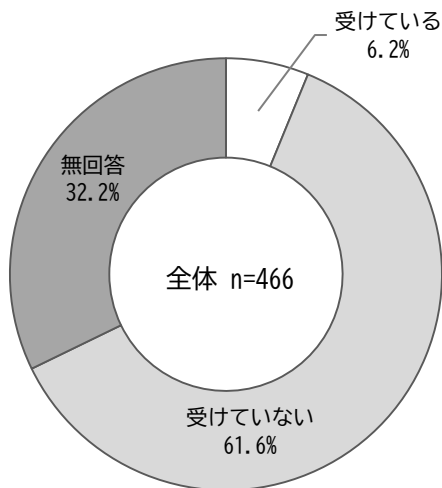
■問5 所持する手帳の種類



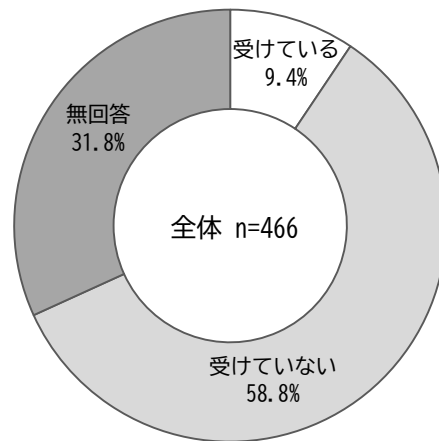
■問6 身体障がい手帳所持者の主たる障がい



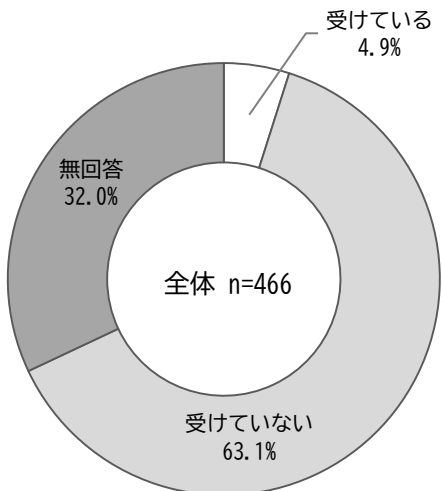
■問7(ア) 難病(指定難病)の認定



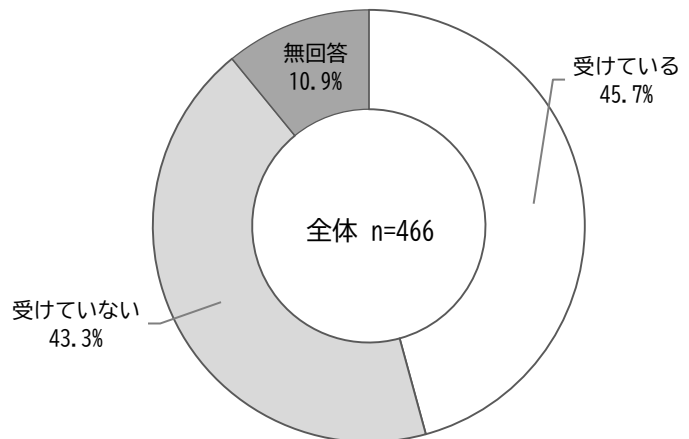
■問7(イ) 発達障がいの診断



■問7(ウ) 高次脳機能障がいの診断

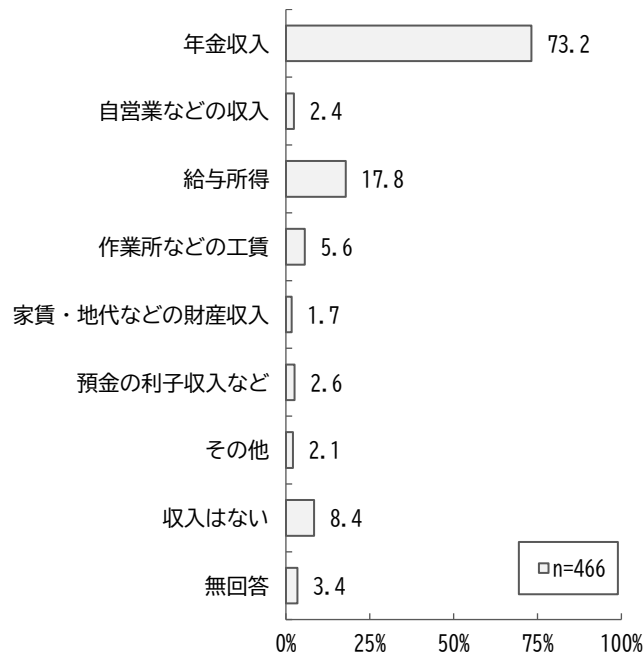


■問8 現在医療(的)ケアを受けているか

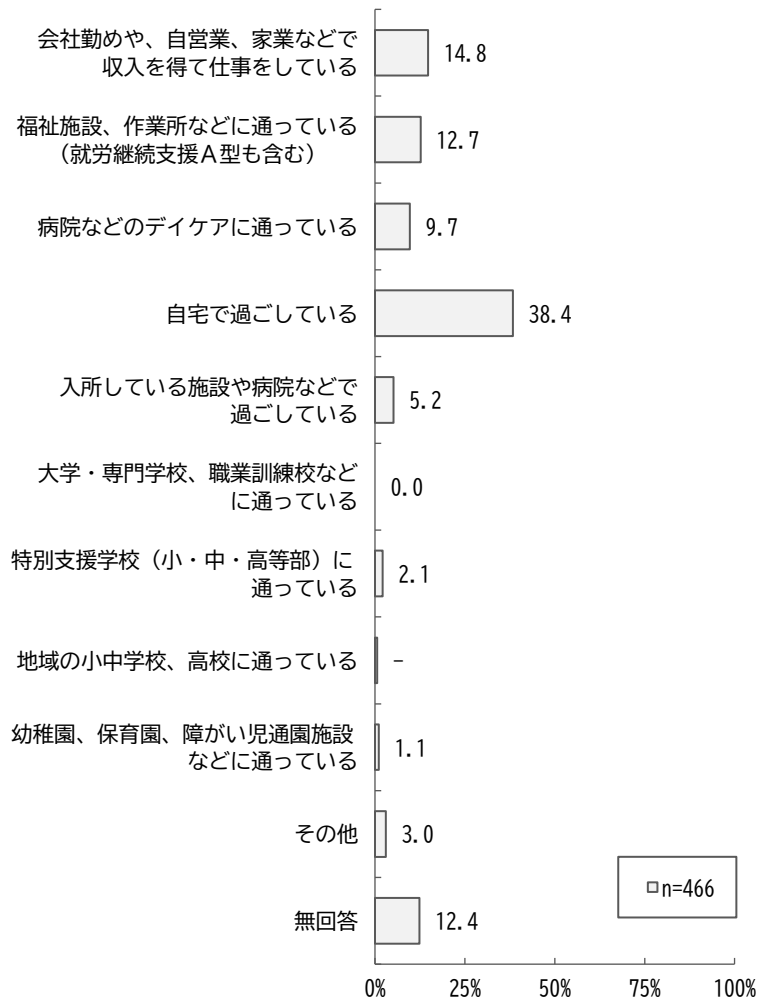


②日常生活や就労について

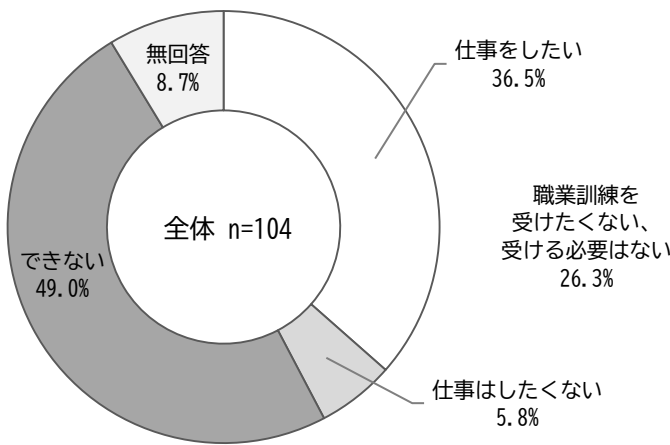
■問11 ご自身の収入



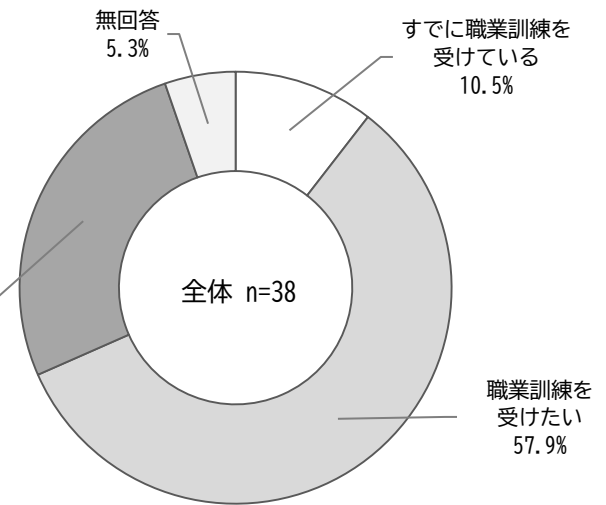
■問12 平日の日中（昼間）をどのように過ごしているか



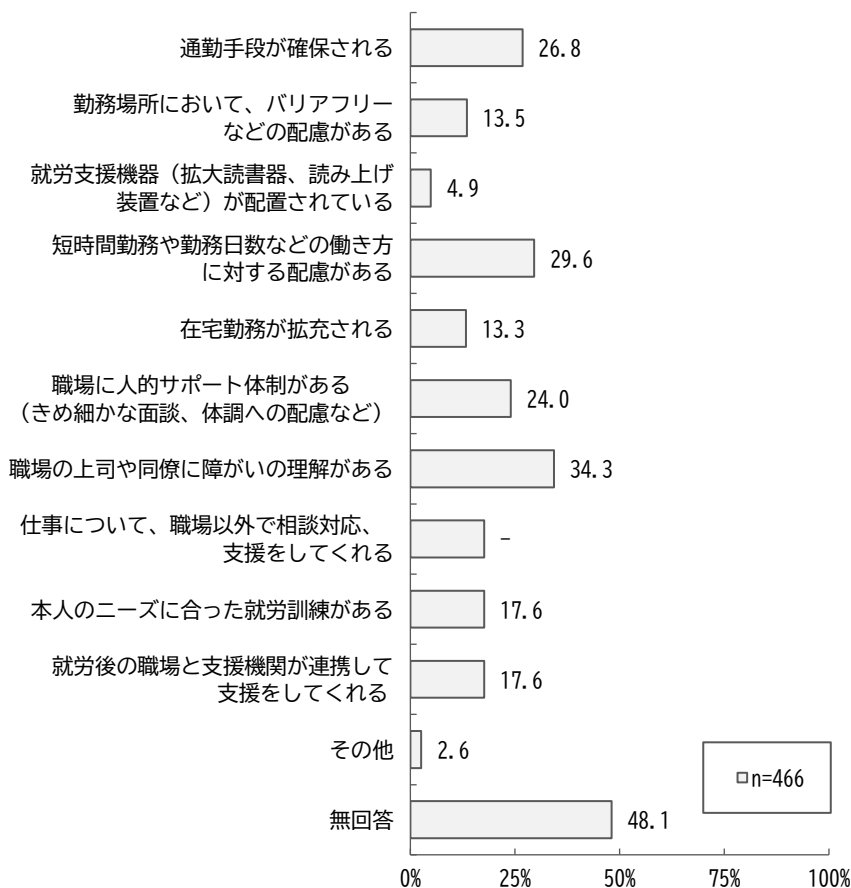
■問13 今後、収入を得る仕事をしたいか
 ※問12で「仕事をしている」以外を選択



■問14 職業訓練を受けたいと思うか



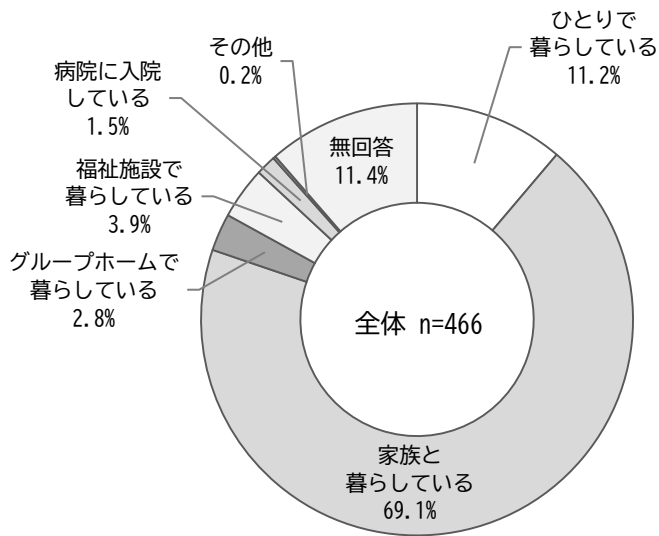
■問15 障がい者の就労支援として、どのようなことが必要か



- 障がい者の就労支援について、必要だと思う支援について聞いたところ、「職場の上司や同僚に障がいの理解がある」「短時間勤務や勤務日数などの働き方に対する配慮がある」「通勤手段が確保される」と回答した方が多くなっています。
- 障がいに対する理解や生きがいを持って仕事に取り組むための体制整備について、さらなる深化を図ることが求められています。

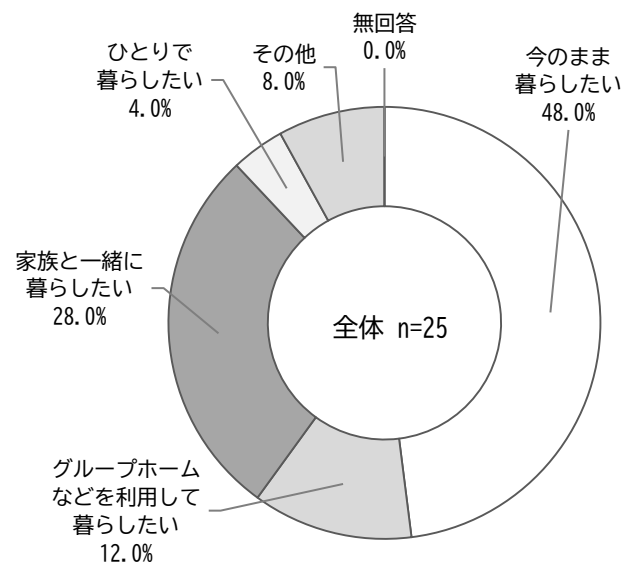
③住まいや暮らしについて

■問 18 現在どのように暮らしているか



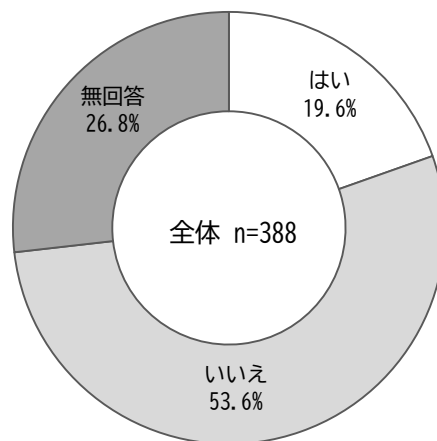
■問 20 将来、地域で暮らしたいと思うか

※問 18 で「福祉施設」「病院に入院している」を選択

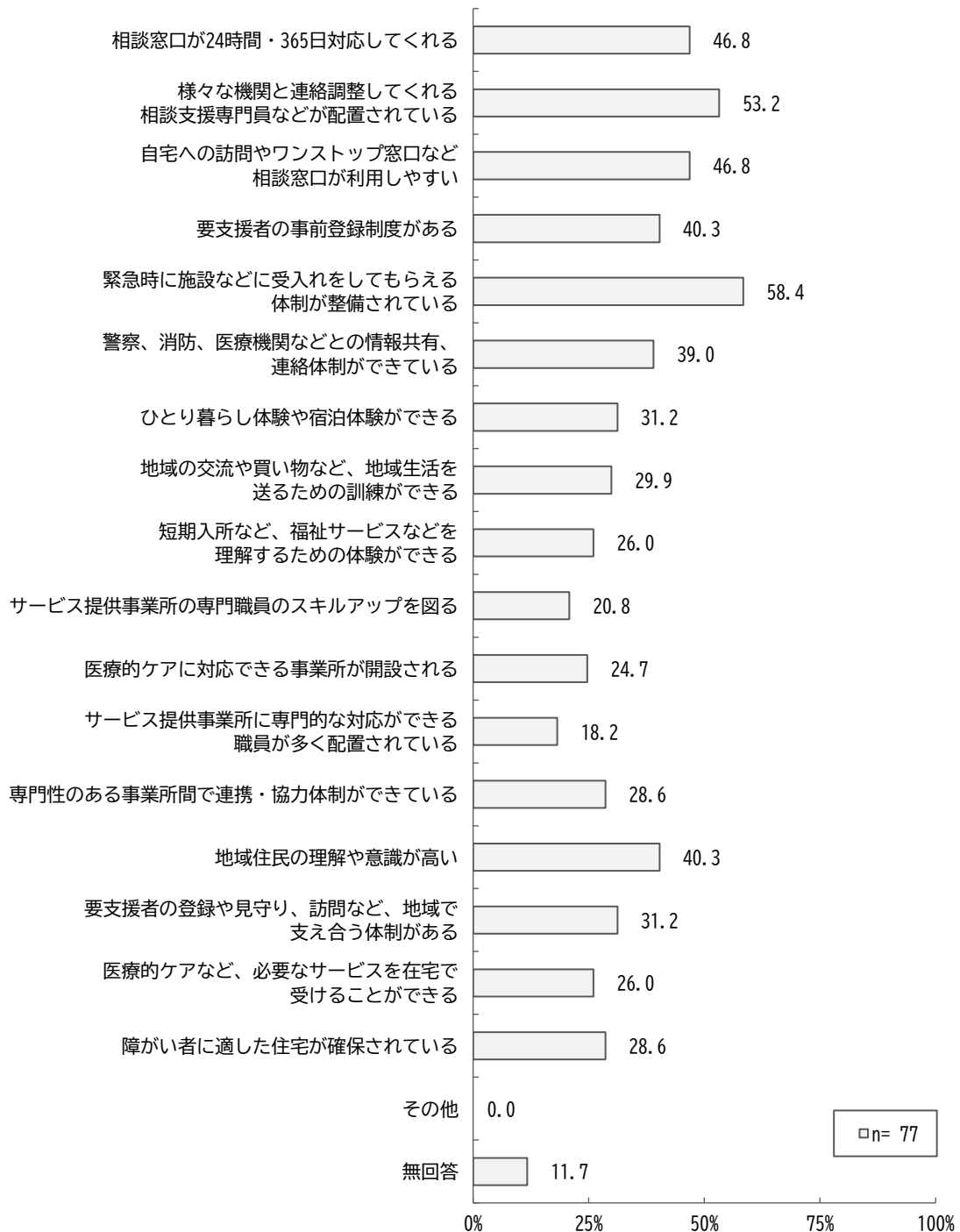


■問 21 将来、一人で暮らしたいと思うか

※問 18 で「一人で暮らしている」「一人で暮らしている」「グループホームで暮らしている」「その他」を選択した方



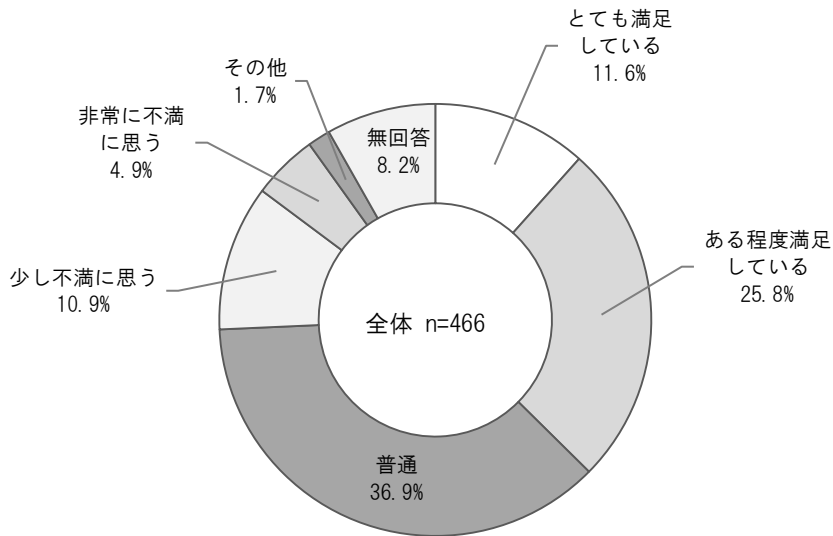
■問 22 地域で生活し続けるために、必要だと思う支援



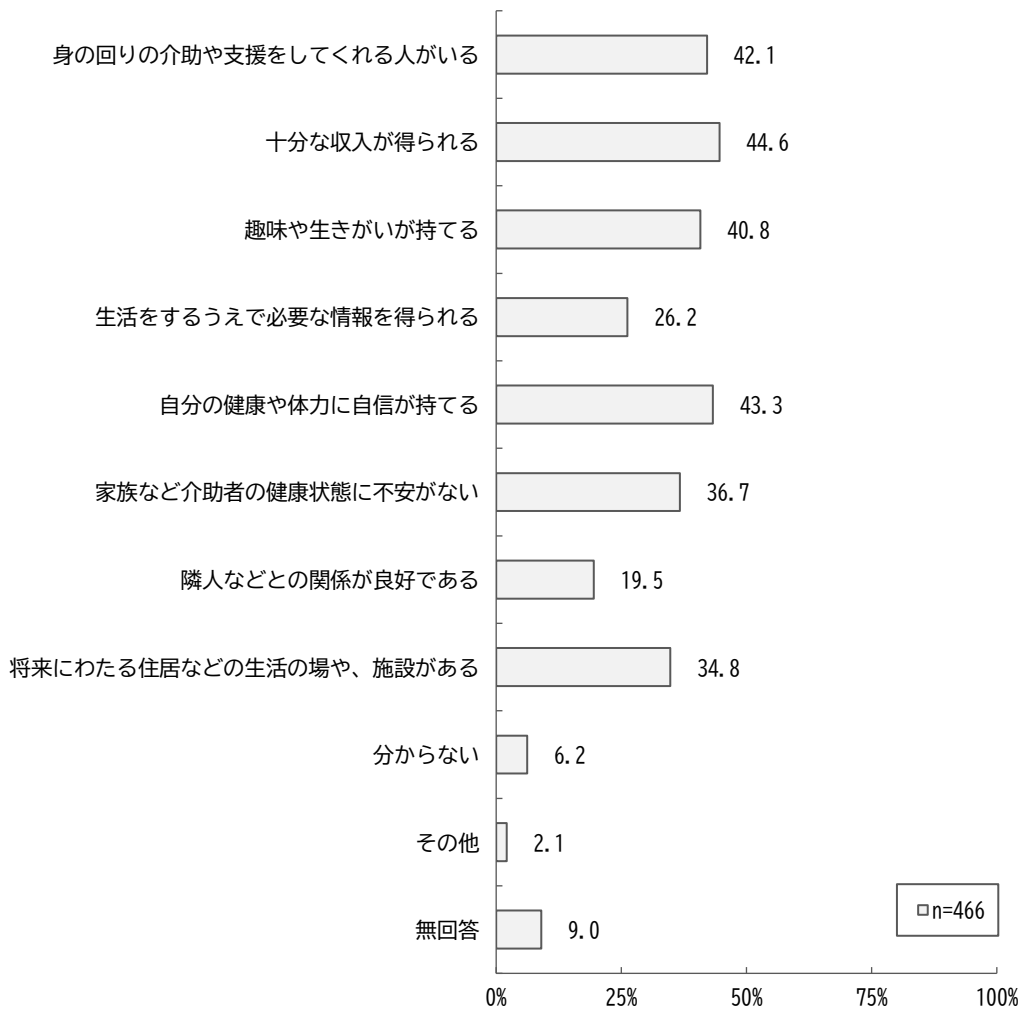
●家族と一緒に、今のまま施設で暮らしたいといった、住み慣れた地域での生活を望む声が多くなっています。また、ひとり暮らしで地域の中で生活していくためには、受け入れ体制や相談できる体制が整っていることを望む声が多くなっていることから、地域での生活を望む方が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていく必要があります。

④生活全般について

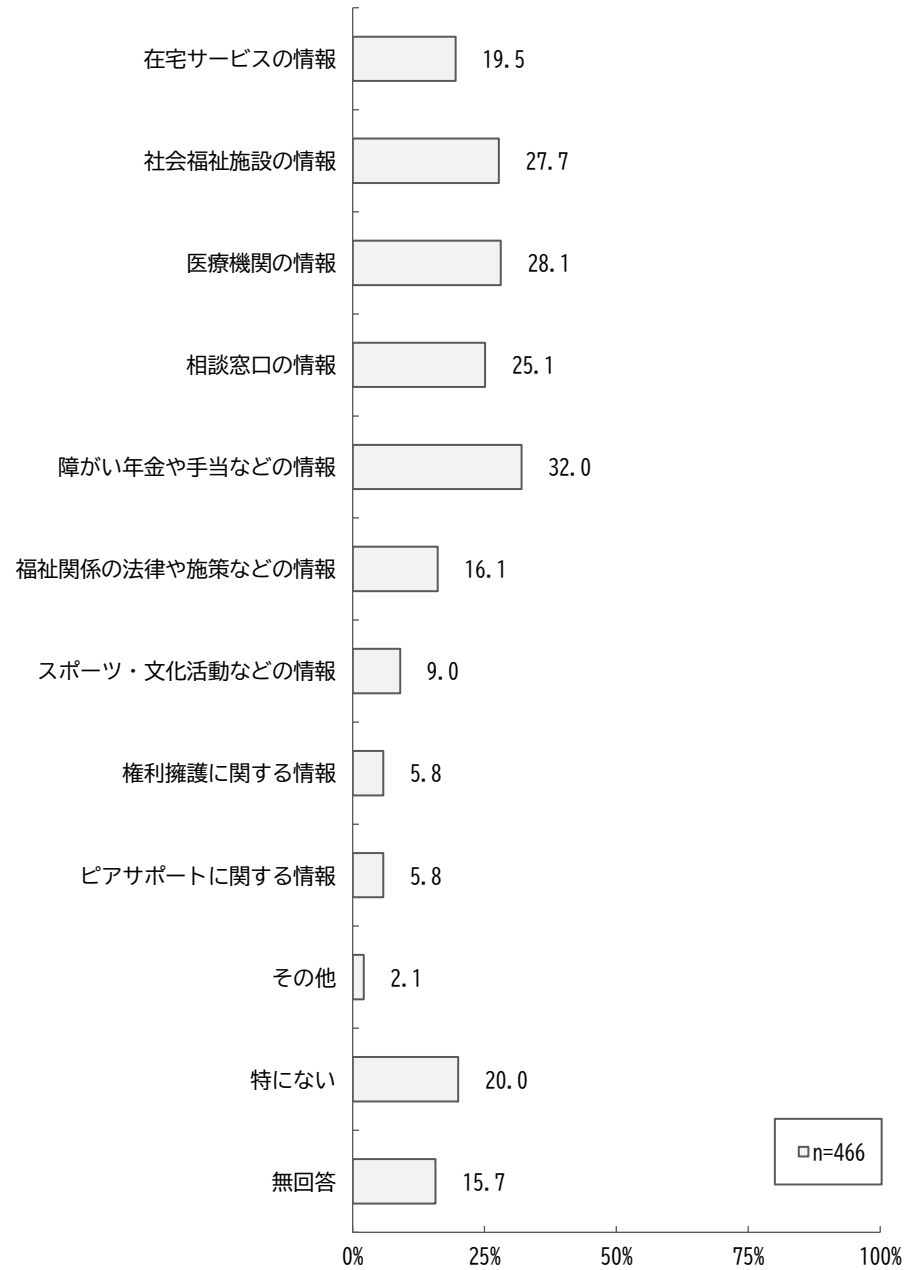
■問 23 自身の生活についてどのように感じているか



■問 24 暮らしがよくなるために、大切なこと

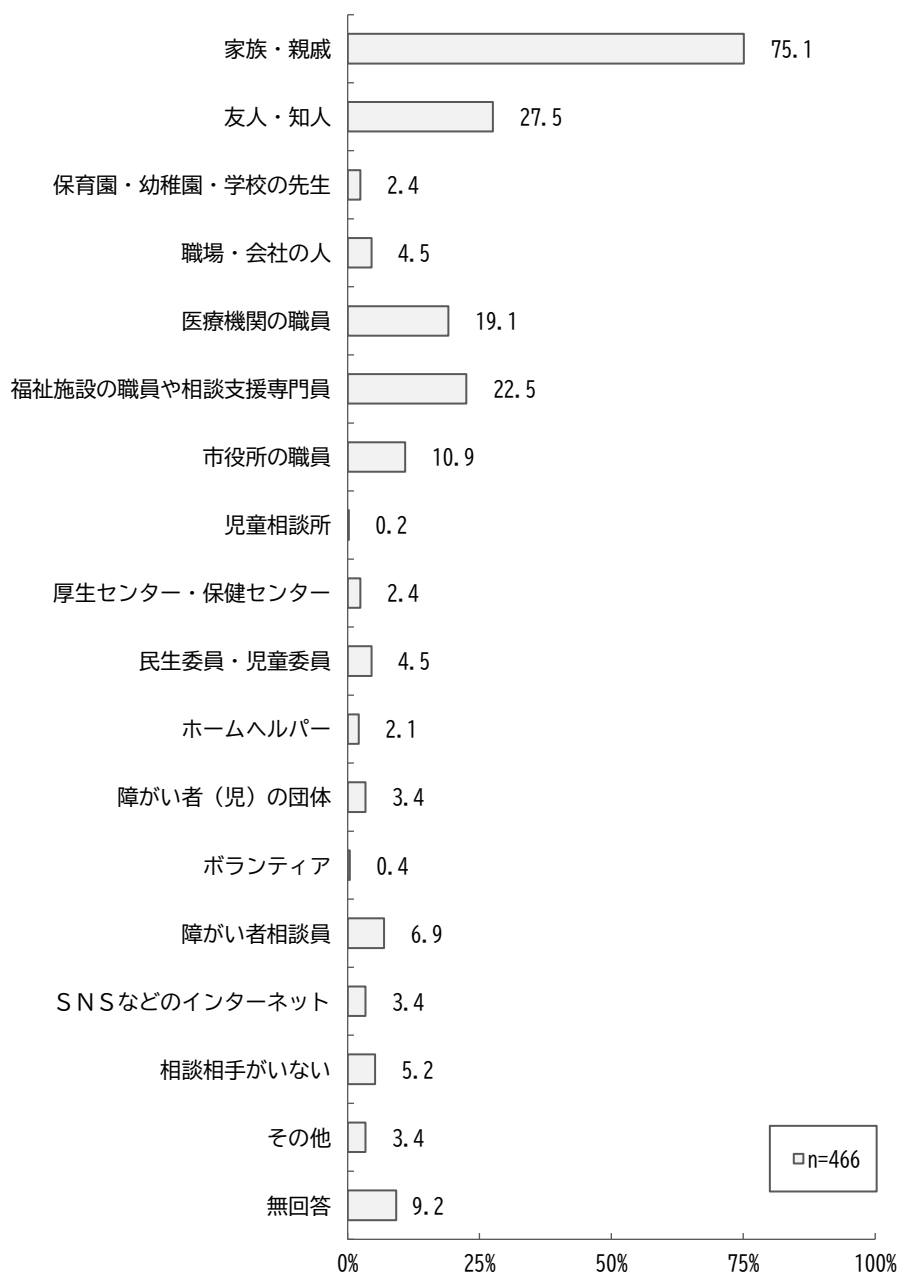


■問 25 今、必要と感じる情報



⑤相談相手について

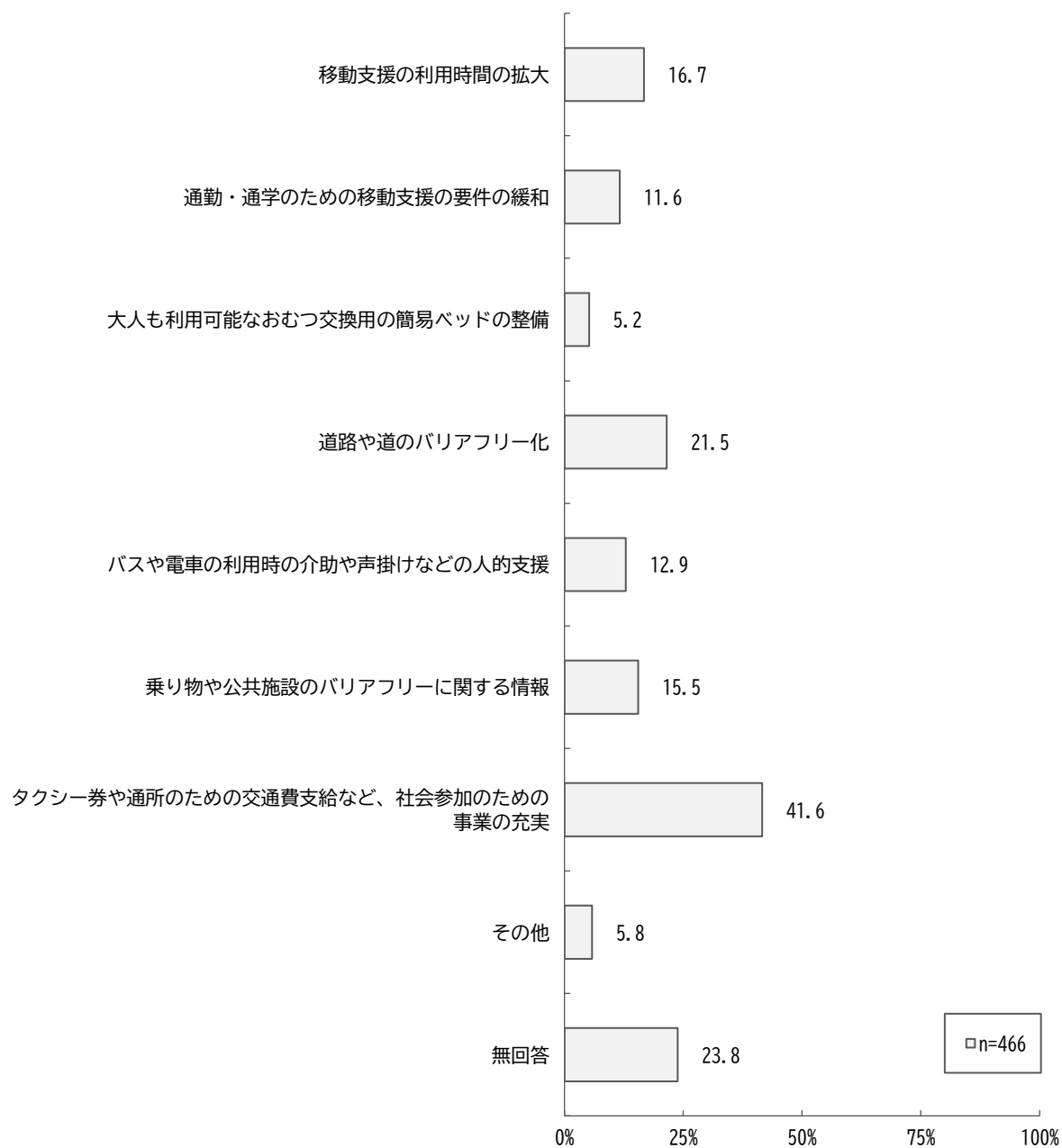
■問 27 心配ごとや悩みを誰に相談するか



- 心配ごとや悩みがあった場合の相談先は家族・親戚が最も多くなっています。また、福祉施設の職員や相談支援専門員や医療機関の職員といった日頃関わりのある方への相談以外の各種相談窓口へ相談する割合は少ないことから、相談しに行くことにためらいがあるのではないかと推察されます。今後は、「相談相手がない」と回答された方への、相談窓口のさらなる周知と、地域や周りの方が見守る体制づくりが求められます。さらに、SNSなどのインターネットの活用も含めた多様な相談先について検討していく必要があります。

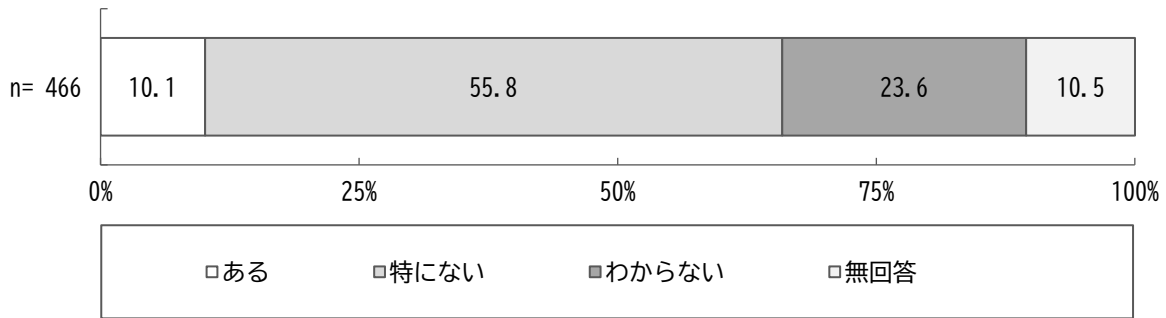
⑥外出支援について

■問 31 外出の際の支援として必要なこと



⑦権利擁護について

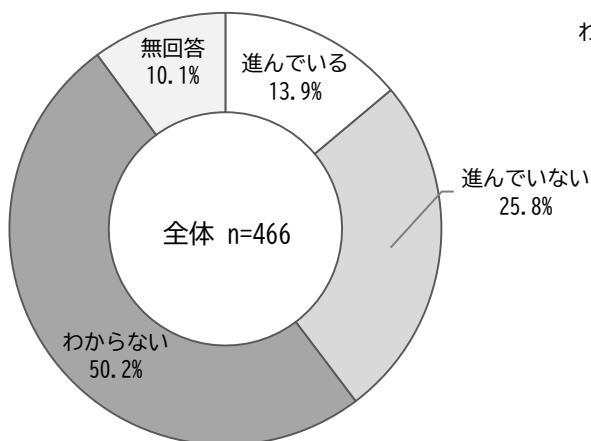
■問 33 日頃差別を感じることはあるか



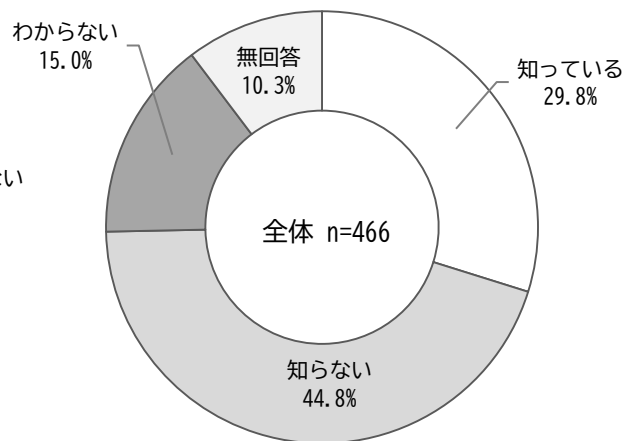
■問 34 差別を感じた具体的な内容（抜粋）※問 33 で「ある」と回答した方

- ▷療育手帳を提示して美術館に入ったら、美術品を触ったり、壊したりしないかを見るためかスタッフの方に、少し離れて出るまで後ろをついてこられた。
- ▷就職活動
- ▷障がい者トイレがない。出入口がバリアフリーになっていない。
- ▷大声を出した時にじろっと見られてしまう。
- ▷病院の待合室で指をさしてジロジロ見たり、こそこそ言われたりする。
- ▷地域住民の理解が非常に低い。

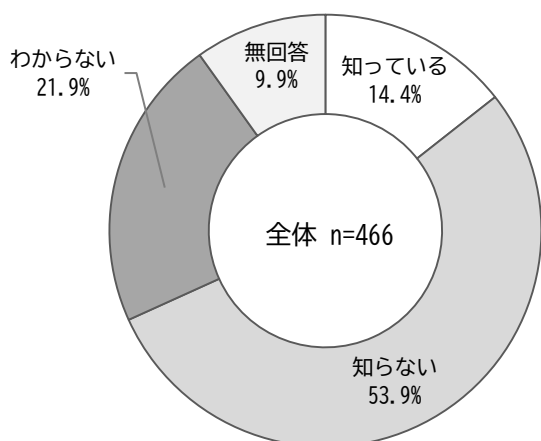
問 36-1 障がいに対する理解



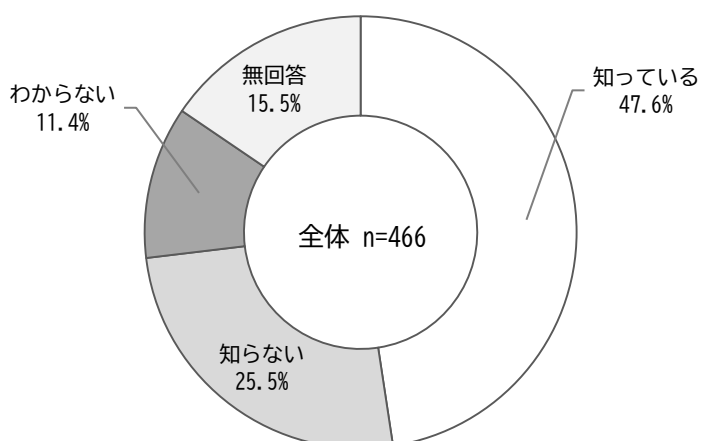
■問 36-2-① 「障害者虐待防止法」の名前を知っているか



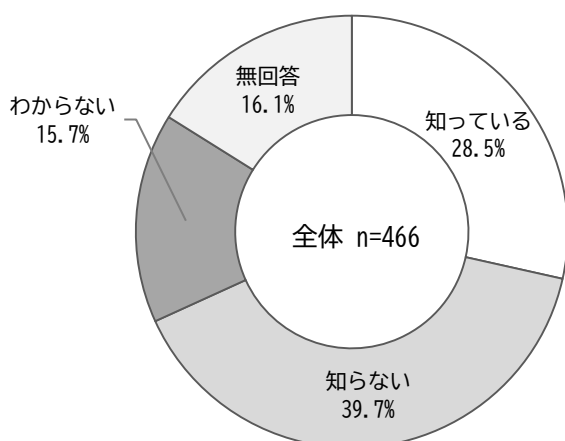
■問 36-2-② 「障害者虐待防止法」の内容を知っているか



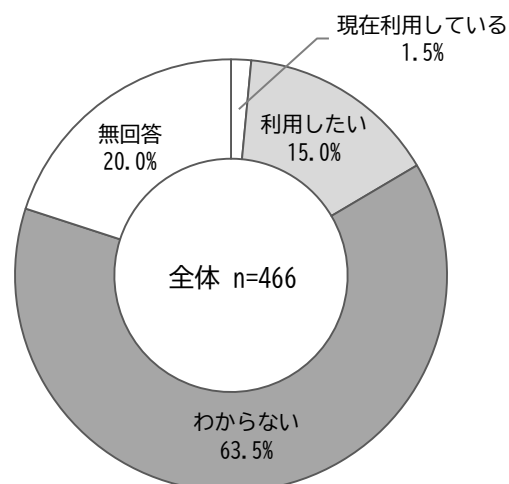
■問 36-3-① 「成年後見人制度」の名前を知っているか



■問 36-3-② 「成年後見人制度」の内容を知っているか



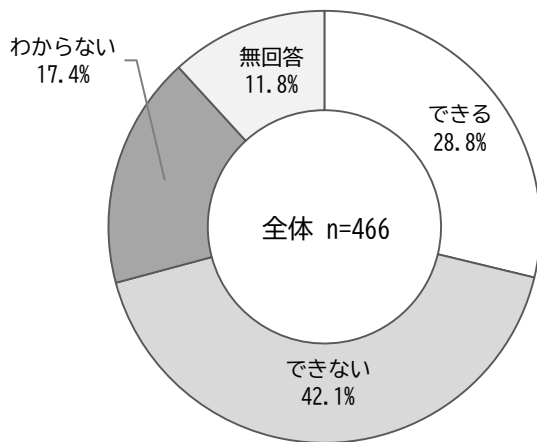
■問 36-3-③ 「成年後見人制度」を利用しているか



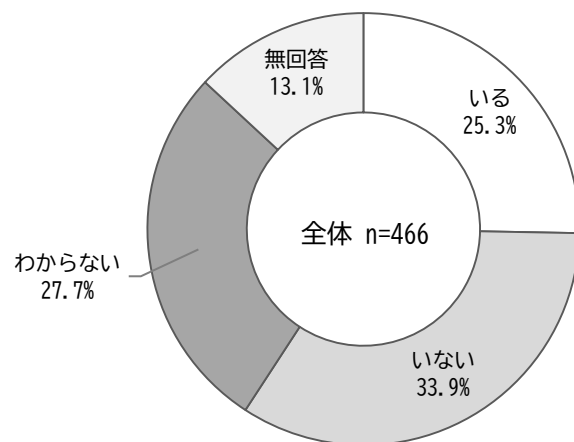
●障がいに関して差別や嫌な思いをしたことのある方は1割となっていますが、障がいに対する理解が進んでいるかについて「わからない」と回答された方が半数に及ぶことから、実際には差別や嫌な思いをされた方は多いのではないかと推察します。また、障がいに関連する法律等の認知度も名前は知っていても内容までは分からない割合が高いことから、障がいに対する理解促進や制度の周知を更に図っていく必要があります。

⑧災害について

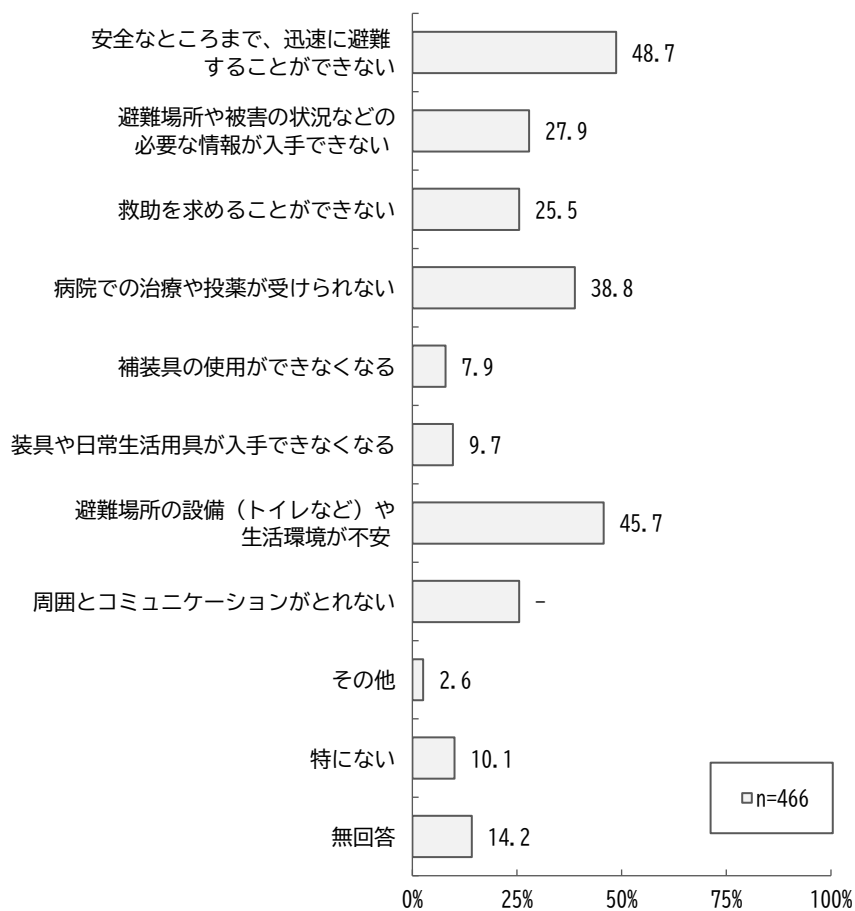
■問37 一人で避難できるか



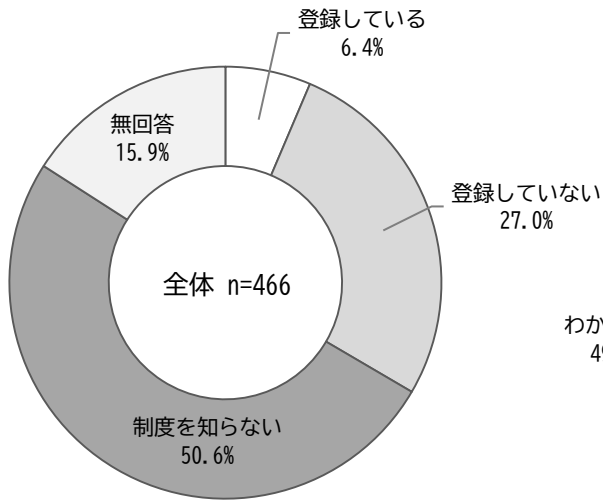
■問38 家族が不在の場合や一人暮らしの場合
近所にあなたを助けてくれる人はいるか



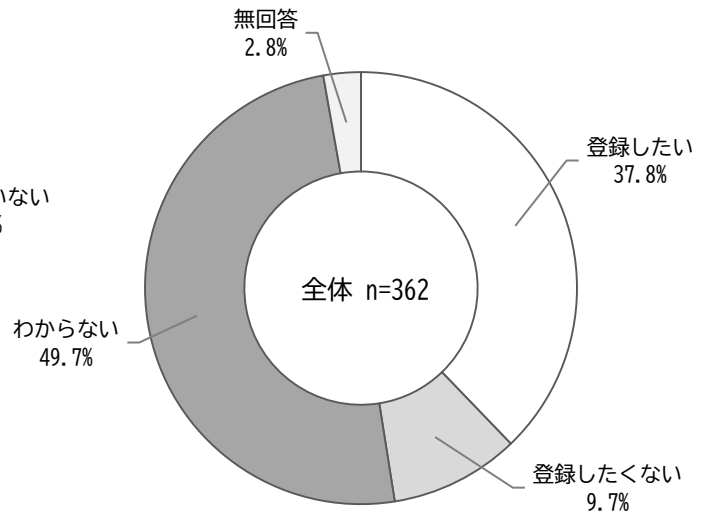
■問39 災害時に困ること



■問 40 災害時要援護者台帳制度に登録しているか



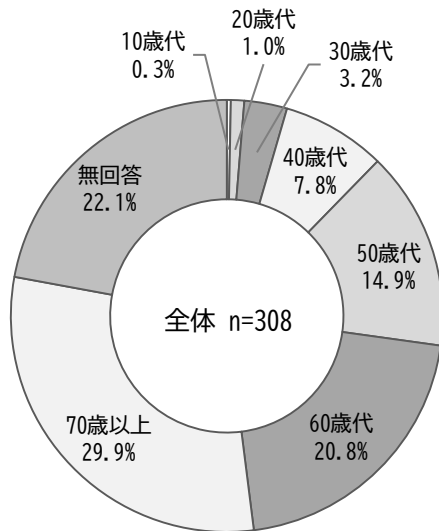
■問 41 災害時要援護者台帳制度に登録したいか
※問 40 で「登録していない」「制度を知らない」を選択



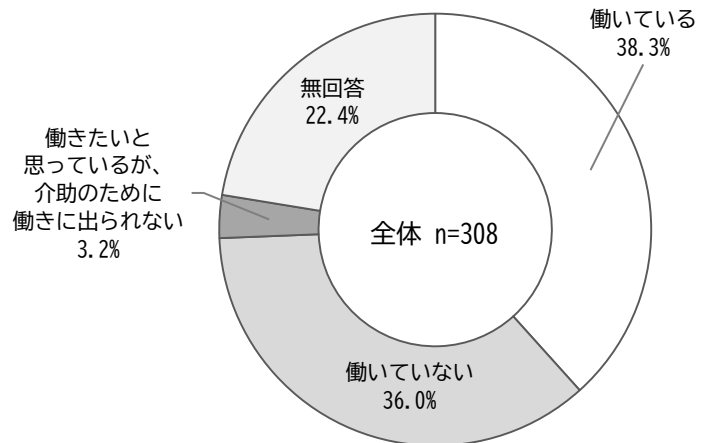
●災害時に一人で避難ができない方、近所で助けてくれる人がいないと回答された方が一定数みられ、災害に際して迅速な避難行動などをとることが困難となる可能性があります。また、災害時に困ることとして避難場所の環境や医療面での不安を挙げる方が多く、避難をはじめとした災害対応、障がい特性に応じた支援の在り方について検討を進めることが必要です。

⑨介助者について

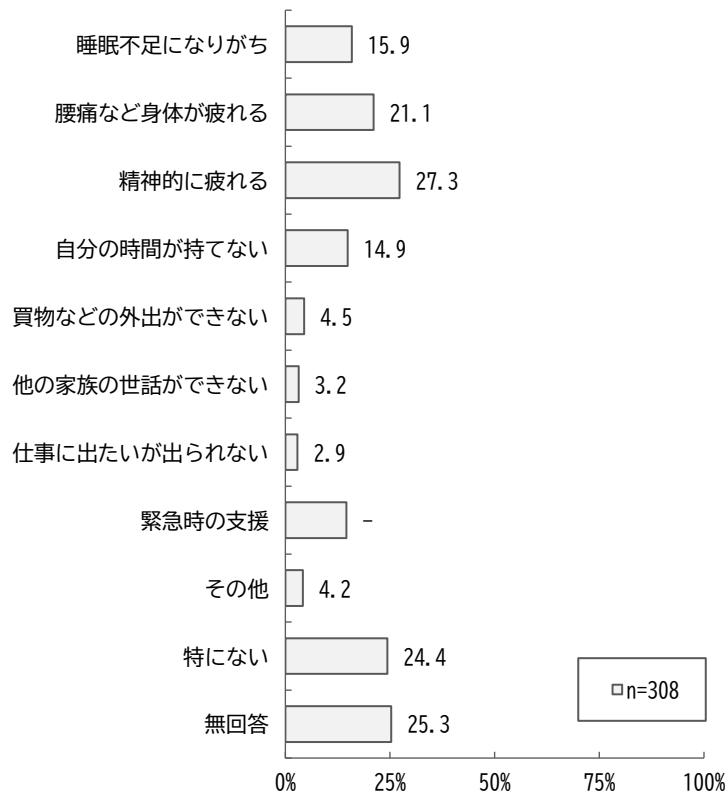
問 48 介助者の年齢



問 50 介助者の就業状況



問52 介助者の困りごと



●介助者の年齢をみると、60歳代、70歳以上の割合が5割を超えていることから、介助者が高齢化している状況です。また、介助のために働きたくても働きに行けない方が一定数みられます。また、介助者の困りごととして肉体的な疲れや精神的な疲れや自分の時間がもてないなど、介助疲れが問題となっています。介助者に対しての支援について考えていく必要があります。